

平成27年9月
大竹市議会定例会（第3回）議事日程

平成27年9月16日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		一般質問	
第 3	議案第49号	監査委員の選任の同意について	即 決
第 4	認 第 4号	平成26年度大竹市水道事業会計決算の認定について	生活環境付託 (一 括)
第 5	認 第 5号	平成26年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について	
第 6	認 第 6号	平成26年度大竹市公共下水道事業会計決算の認定について	
第 7	議案第43号	大竹市個人情報保護条例の一部改正について	総務文教付託
第 8	議案第44号	大竹市税条例の一部改正について	生活環境付託 (一 括)
第 9	議案第45号	大竹市手数料条例の一部改正について	
第10	議案第46号	市道路線の認定について	生活環境付託 総務文教付託 (一 括)
第11	議案第50号	工事請負契約の締結について 〔玖波小学校改築工事（建築主体工事）〕	
第12	議案第51号	工事請負契約の締結について 〔玖波小学校改築工事（機械設備工事）〕	
第13	議案第52号	工事請負契約の締結について 〔玖波小学校改築工事（電気設備工事）〕	総務文教付託
第14	議案第47号	平成27年度大竹市一般会計補正予算（第1号）	総務文教付託 (一 括)
第15	議案第48号	平成27年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）	
第16	議案第53号	大竹市議会会議規則の一部改正について	即 決
第17	決議案第1号	広報広聴特別委員会の設置に関する決議について	即 決
第18	平成27年請願第3号	市営御園アパート6号棟建設予定地の変更を求める請願	生活環境付託 (一 括)
第19	平成27年請願第4号	少人数学級の推進などの定数改善，義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択について	

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問

- 日程第 3 議案第 49 号 (説明・表決)
- 日程第 4 認 第 4 号から日程第 6 認 第 6 号 (説明・付託)
- 日程第 7 議案第 43 号 (説明・付託)
- 日程第 8 議案第 44 号から日程第 9 議案第 45 号 (説明・付託)
- 日程第 10 議案第 46 号から日程第 13 議案第 52 号 (説明・付託)
- 日程第 14 議案第 47 号から日程第 15 議案第 48 号 (説明・付託)
- 日程第 16 議案第 53 号 (説明・表決)
- 日程第 17 決議案第 1 号 (説明・表決)
- 追加日程第 1 広報広聴特別委員の選任について
- 日程第 18 請願第 3 号から日程第 19 請願第 4 号 (説明・付託)

○出席議員 (16人)

1 番	児 玉 朋 也	2 番	末 広 和 基
3 番	賀 屋 幸 治	4 番	北 地 範 久
5 番	西 村 一 啓	6 番	和 田 芳 弘
7 番	大 井 渉	8 番	網 谷 芳 孝
9 番	藤 井 馨	10 番	山 崎 年 一
11 番	日 域 究	12 番	細 川 雅 子
13 番	寺 岡 公 章	14 番	原 田 博
15 番	田 中 実 穂	16 番	山 本 孝 三

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	入 山 欣 郎
副 市	長	太 田 勲 男
教 育	長	大 石 泰
総 務 部	長	政 岡 修
市 民 生 活 部	長	青 森 浩
健 康 福 祉 部	長 兼	正 木 丈 治
福 祉 事 務 所	長	
建 設 部	長	大 和 伸 明
上 下 水 道 局	長	平 田 安 希 雄
消 防	長	西 岡 靖
総 務 課	長 併 任	米 中 和 成
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	長	
企 画 財 政 課	長	吉 岡 和 範
産 業 振 興 課	長 併 任	中 川 英 也
農 業 委 員 会 事 務 局	長	
自 治 振 興 課	長	吉 田 茂 文
市 民 税 務 課	長	北 林 繁 喜

監 理 課 長
都 市 計 画 課 長
上 下 水 道 局 業 務 課 長
総 務 学 事 課 長
消 防 本 部 消 防 課 長
消 防 署 長
監 査 委 員
監 査 事 務 局 長

香 川 晶 則
下 隠 俊 作
重 本 隆 男
野 崎 光 弘
池 田 宗 吾
平 池 泰 憲
黒 田 孝 士
林 則 雅

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

福 重 邦 彦
三 浦 暁 雄

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） 定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 配付漏れなしと認めます。
これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、8番、網谷芳孝議員、9番、藤井 馨議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（児玉朋也） 日程第2、一般質問を行います。
9月15日の一般質問を継続いたします。
12番、細川雅子議員。

〔12番 細川雅子議員 登壇〕

○12番（細川雅子） 大竹新公会の細川雅子でございます。8月9日に行われた市議会議員一般選挙において、新たなメンバーとなった大竹市議会です。私もそのメンバーの1人として、大竹市の持続可能な発展のために尽くしてまいりたいと決意を新たにしております。どうぞよろしく願いいたします。

このたびの選挙、立候補者が女性1人という状況の中で、選挙期間を通じて多くの方から議員にもっと女性を、1人では少ないとのお言葉をいただきました。地方自治体が担う仕事は、子育て、教育、介護、健康、環境など生活に密着した多くの事柄があります。ふだんの暮らしの中での気づきや工夫が直接市政に届きにくいともどかしい思いをしているのは女性の共通の気持ちで、多くの方の共感をいただけたと思います。

私は議事機関である市議会のみならず政策立案の過程から女性の思いを入れることで、市の政策の魅力アップにつながると考えております。

きょうの質問は、「全ての女性が輝く大竹市に取り組みましょう」としましたが、前提として政策立案に女性の思いを入れることが隠れていることをお伝えして質問に入ります。

さて、「全ての女性が輝く社会をつくる」は、安倍内閣の最重要課題とされていますが、この背景について考えましょう。

国はデフレ脱却に向けた動きを確実なものにし、将来に向けた発展のいしずえを再構築する。つまり経済成長を戦略として、日本再興戦略を閣議決定しました。その中で位置づけられているのが女性の活躍促進です。女性の活躍促進は、平成26年10月の「全ての女性が輝く政策パッケージ」に始まり、さまざまな環境整備を進めています。国は短期集中的な経済成長の牽引力として女性の活躍に期待しているところですが、私はこの一連の女性の活躍促進を少子高齢化による労働力人口の補完と単純に受けとめてはならないと考えま

す。経済活動、社会活動のあらゆる場面で、女性が活躍することで、今まで男性中心に働いてきた職場や地域は、今までにない多様な価値観に触れることができます。

女性の活躍については、既に多くの企業が実践し、日経ビジネスで女性が活躍する会社ベスト100として紹介もされていますが、1位が資生堂、2位がセブン&アイ・ホールディングス、3位がANAなど、どの会社も業界のトップです。女性の管理職がふえたら会社の業績が伸びると決めつけるのは飛躍していると思いますが、男性と比較して伸びしろが大きい、すなわちまだまだ鍛錬されていない女性の力に注目し、数々の実践をする企業の姿勢が業績に結びついているのではないかと思います。このやり方は、地方でも学び、実践するべきではないでしょうか。理念ではなく、実際の市政運営の中で、女性の意見などが反映される仕組みをつくっていただきたいと望みます。

大竹市においては、この国の動きをどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。また何か動きがあれば、御紹介をお願いいたします。

次に、市の事業所としての取り組みの考えをお尋ねいたします。

この8月に成立し、来年の4月から施行される、いわゆる女性の活躍推進法では、女性の活躍を推進するために活躍の機会を積極的に提供することとあわせて、仕事と家庭の両立ができるような環境整備をすることとされています。国は、基本方針の策定と推進のための支援措置を行うことが義務とされています。地方は、努力義務ではありますが、推進計画や協議会などはぜひ設置していただきたいと思っております。

また、301人以上の従業員がいる民間事業所は、一般事業主行動計画の策定が義務化されています。地方公共団体も同様です。市の対応を具体的にお聞かせください。

ここまでは、現状打開のための短期的な取り組みの中での話でしたが、中期的には男女共同参画計画に基づく施策となってまいりますでしょう。

大竹市では、平成11年に男女共同参画プランを策定しました。男女共同参画社会は、互いに自立した人として、男性も女性もその個性と能力を発揮し、互いを尊重し、全ての人が生き生きと暮らせる社会を目指しています。このプランでは目標年度を平成22年度と定め、実行計画もつくり、全ての市の施策の中に男女共同参画の視点を入れながら推し進めてまいりました。現在では、目標年度を平成32年としたプランの見直しをしたところです。崇高な理念と目標を持ってスタートした男女共同参画への道のりですが、国も県も数値目標の達成には苦戦しているようです。本市の状況と今後の取り組みについてお尋ねいたします。

以上、第1に国の女性活躍促進の市としての捉え方と具体的な動き、第2に女性の活躍推進法を受けて特定事業主としての考え、第3に本市の男女共同参画プランの到達点と今後の取り組み、以上3点について、壇上での質問といたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 細川議員からは男女共同参画などの視点から多様な価値観の大切さについての御質問をいただきました。ありがとうございます。現在は、男女平等を殊さら叫ばなければいけない時代ではなくなっているというふうに思っておりますが、大竹市議

会におきましても若い世代や女性の方になかなか出ていただけないなど、議員御指摘のこと、多くのことを実感することも多い時代でございます。よい御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、細川議員の「全ての女性が輝く大竹市に取り組みましょう」の御質問にお答えをいたします。

まず、「今の国の動きをどのように捉え、本市の政策に生かすのか」についてでございます。

国におきましては、平成26年10月に全ての女性が輝く政策パッケージを策定したのを初め、女性の持つ労働力や潜在能力に期待し、さまざまな取り組みを進めているところでございます。議員の御指摘のとおり、労働力不足の不足を女性で補うという考え方のみでは、女性の活躍の場は限られ、せっかくの潜在能力も埋もれてしまうのではないかと思います。

しかし一方で、働く意欲のある女性が働きやすく活躍できる環境を整えることは、人口減少・超高齢化が進む中で、これからの社会が発展する大きな一助になると考えております。広島県内においては、昨年4月に、女性の働きやすさ日本一を目指して、経済団体8団体、労働団体1団体、国、県、市町の26行政団体の35団体で構成された働く女性応援隊ひろしまも結成されております。本市も働く女性応援隊ひろしまの一員となり、経済団体、労働団体、国及び県と連携し、企業等における取り組みの機運醸成、取り組み促進を支援することを宣言しているところでございます。

今年度の事業としましては、市内企業を対象に女性の活躍促進のためのセミナーの開催などを予定しているところでございます。

次に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、いわゆる「女性活躍推進法」についてでございます。この法律では、国や地方公共団体、従業員が301人以上の民間事業主に対して女性の管理職の割合などの数値目標を設定し、女性の活躍に向けた取り組みを盛り込んだ行動計画を策定することを義務づけるなど、女性の活躍の推進に向けた取り組みを強化することを目的としております。今後、国から行動計画策定のための指針が示されることとなっておりますので、本市におきましても、女性職員の採用比率や勤続年数における男女差、労働時間の状況などの女性の活躍に関する状況を把握した上で、国の指針を参考としながら、特定事業主行動計画の策定に取り組んでまいります。

また、市内に多数ある従業員301人以上の企業においても、このたびの一般事業主行動計画の策定により、従業員の職業生活の支援に力を入れていかれるものと思っております。

続きまして、「本市の男女共同参画の到達点について」でございます。本市では、平成11年6月に男女共同参画社会基本法が制定された機会を捉え、男女共同参画社会づくりのための行動計画「おおたけ男女共同参画プラン」を策定しております。このプランの基本理念では、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、男女平等を基礎として、両性の自立と対等な社会参画を進めることにより、平和で生き生きとした活力に満ち、一人ひとりの人権が尊重される男女共同参画社会の実現を目指しております。平成25年3月には、改訂版を策定し、このプランに沿って施策を進めているところでございます。

現在、第五次総合計画後期基本計画の策定作業を進めており、その中で4年後に目指す

姿として、男女それぞれの職業生活と家庭生活のバランスのとれた生活、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現と女性が職場や地域等で活躍できるための環境整備を掲げる予定でございます。

最後に、今後の課題でございますが、これらのことを実現するため、男性においては、家事、育児、介護等の家庭生活や地域活動に費やすための時間の確保をどのように支援するのか。女性においては、職場や地域で生き生きと活躍する上で弊害となる、世の中の固定的な性別、役割分担意識の変革をどのように促進するかということが課題と考えております。本市では、今年5月から6月にかけて、人権意識アンケートを行いました。平成16年度に行ったアンケートと同じ内容の設問により、固定的な性別、役割分担意識を伺ったところ、多くの項目において、女性の社会参加、あるいは社会での活躍を肯定する回答の率が高まっております。これは市民の男女共同参画への意識が醸成されつつあることを示しているものと考えています。今後も引き続き、職場や地域に男女共同参画への理解や意識を広め、男女共同参画社会の実現に取り組みたいと思います。

以上で、細川議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 細川議員。

○12番（細川雅子） 率直なお気持ちがあふれ出るような御答弁をありがとうございます。

この問題苦手だなど、ぼろっとこの議会の直前にひとりごとをおっしゃっていたのがちらっと聞こえてはまいりましたが、苦手意識として決めつけずに率直に向き合っているという、市長の姿勢を大変受けとめることができました。ありがとうございます。

ただ、ただいまの御答弁の中で幾つかもうちょっとお尋ねしたいことがありますので、お願いいたします。3点ほどあります。

最初に広島県が女性の働きやすさ日本一の県を目指して、女性の活躍促進絡みですけれども、市長もこの働く女性応援隊、こういうのをつくってそこに入っているといった紹介がございました。今年度の予算委員会においても御紹介いただきまして、経済団体、労働団体、県、市が参加している組織で、いろんな支援をしていくんだといったような御紹介がありました。具体的には、市としては幾つかの今年度の予算の中から事業化をしているようではございますが、余り何をやっているのか私どもに見えてこないというのが実際だと思います。

きのう先輩議員の一般質問の中で、情報発信についての取り組み、これについては非常に高く評価しておられました。私も本当にしっかりやっていらっしゃると思いますが、実は私、この3月の一般質問において、本市の重要課題である定住促進、この視点から女性の心をしっかりと捉える情報発信の必要について、質問させていただいております。そのときに市長とは思いが共有できたと思っておりますが、今回紹介いただいた市制施行60周年での情報発信の取り組みをさらにステップアップして、女性をターゲットに定めて情報発信していくと、そういったことにも力を入れていただきたいと思っておりますが、その点に対する市長のお考えをお聞かせください。

2点目に、地方創生に関係してまいりますが、少し先走っているような気もいたしますが、国における日本再興戦略、この地方版は、「まち・ひと・しごと地方創生総合戦略」、

間もなく議会のほうにも市のほうから報告いただけるというふうに思っておりますが、この総合戦略の中に女性の躍進、促進はどのように展開しているのか、よかったら御説明をしていただけませんか。2点目です。

3点目ですが、男女共同参画プランについて。

第五次総合計画後期計画の中で反映させていくといったお言葉でございました。長期的にしっかりと取り組まなければいけない問題だと思っておりますので、当然のことだと考えておりますが、ただ、今私が心配しているのは、平成11年に最初の男女共同参画プランができてから、既に15年以上、16年になりますかね、たちました。御紹介のとおり、アンケート調査で見る男女共同に関する意識とか、制度としての男女の育児休暇の制度とか整ってはきておりますし、女性職員の皆さんも非常に頑張っておられ、また、まちづくりの活動の中で女性の活躍なども数多く紹介されております。これだけみると、もう既に女性は輝いてるんじゃないのっていうふうに受けとめるところもありますが、そうはいっても、今この議場に、ここに座っておられる執行部の皆さんを見ても、女性はおられません。議員席にも細川一人です。この現実について、もっと真摯に受けとめなければならないと。幾つかの施策をしますというだけで、本当に進むのかどうか、その辺についてももっと真剣に考えてみたいと思うのですが、この辺について、市長はこの15年間を見られてどういうふうに感じておられるのか、この3点についてお尋ねします。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 3点を別々というよりも、1つひっくるめて自分の考えを述べさせていただきます。

実は、私、この職につきました途端に、仕事を全てなげうって、家内のほうに仕事をお願いをし、家内が今毎日頑張ってくれております。その生活を見るにつけて、いつも女性であるから、自分がなかなか認めてもらえないということを家に帰ってよくこぼします。私のほうは、人として実力があれば人は認めてくれるという話をいつもするのですが、なかなか世の中の中ではそういうことが行われにくいという難しさを現実に見ております。ただ、一生懸命に頑張ってくれておるので、家庭内では先ほどありましたように、男性がどれだけ家庭内の協力をするかというところでは、毎朝、洗濯を干しております。そういうことで、ごみだけはみっともないんで、捨てないでくださいということを家内言っておりますが、そういうことで、どのように意識変えをしていくかということになるんだろうと思います。

今、女性をターゲットにPRする、情報発信するというのがございました。私も男性、女性という見方では職員を見ません。全部、人間としてどれだけの実力があるかということを見させていただくことを努めるようにしております。そして、今までも何度かそれなりの職に女性の方、お願いしたことがあります。なかなかすぐに「はい」という返事ができない。いろんなことを考えて、まず、堅く辞退されながらも、それでもお願いしますということになったことの経験がございます。それで、世の中のありようが、男性、女性ではなくて、人それぞれを評価するという仕組みがちゃんとできてくる、今、議員がおっしゃられたように、どうやって女性を登用するかということについても、その辺のこと

を変えていくには、1つは、今国がやろうとする数値目標でもってきちっと何%は女性に
 下さいよというのも1つの動機づけにはなろうかというふうには思いますけど、なかなか
 難しい問題があるなというふうに日々感じております。そういう意味で、今御提案いた
 だきましたように、どのように世の中のそういう意識を変えていくかという情報発信をど
 ういうふうにやっていくかということについては担当部署ともしっかり考えながら、私自
 身は職員みんなには、女性という、男性という見方ではなくて、どれだけ実力があり、仕
 事ができるかということで見続けるということはこれからもやり続けていきたい、そのよ
 うに思っているような次第でございます。

○議長（児玉朋也） 細川議員。

○12番（細川雅子） 市長みずから、御自身の体験の中から、女性がリーダーとして管理的
 な立場に立つことの難しさについては非常によく理解をしておられるというか、わかって、
 身をもって体験しておられるようですので、ぜひその思いをしっかりと施策にも反映して
 いただきたいと思いますが、ただ今、市長からも紹介いただいたように、市長自身は男性、
 女性ではなくて、その方の個性、能力に着目したいと思っておられても、なかなかその方
 自身が生きてきた社会的環境の中、家庭環境の中、いろんなものがありまして、自分自身
 が殻を破れない。また、社会の中でもみんなが市長のように思ってくださいるわけではござ
 いませんので、いわゆるガラスの天井といった言い方もされますが、そういった目に見え
 ない社会的な制約なども女性の周りにはいっぱいある、そこはぜひ理解いただきたいと思
 います。

その中で、きょうちょっと1つ紹介したいと思ったんですけども、全国の県、市、町、
 男女共同参画の中で、女性の管理職の比率を上げるのに、非常に苦勞しておられるよう
 です。今、東京都が実は全国トップを走っているようなんですけども、2015年が課長以上
 の管理職の比率が15%だったらしいです。それを今、20%にしようということで、都知事
 が旗を振って頑張っているようですが、1つはこうやって明確な目標を持ったということ
 と、あと女性が昇進していくためにある障壁ですよね、今、市長が御紹介いただいたよう
 な障壁のほかにもいろいろあると思うんですけども、それらに何があるのかと、どうし
 たらそれを乗り越えられるのかというのを東京都ではしっかり見詰めて対策をとっている
 ように聞いております。その結果が全国1位の女性管理職の数字ということになってあら
 われていると思います。目標を定めただけでは進んでいかないと。そこを進めるためには
 どうしたらいいのかということだと思いますが、今回、女性の活躍推進法の中で、特別事
 業主としても義務づけされている行動計画ですが、この計画づくりの中に、しっかりと女
 性の声をどのような形で入れていくのかと、その辺にもしてお考えがあればお答えいた
 きたいんですけども、ただ、これは女性だけが声を上げて仕方がないことであり、男性も
 今おっしゃったように、家庭の中で、じゃあ自分は何をできるのか、仕事の中でどうい
 う姿勢をとるのかといったあたりも含めながら、女性も男性もしっかりと活躍できる事業所
 にしていくための行動計画となるとと思いますが、どういった手法でつくられていこうと思
 っているのかを、もし何かお考えがあれば、お聞かせください。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 結果として出すことは、なかなか時間がかかって難しいことだというふうには実感をしてしております。まず、今、若い世代もそうでございますが、責任がある立場になりたくないという方がたくさんいらっしゃいます。それが女性にも言えるところがございます。そこを脱皮して、どのように組織を変えていくかということ、その難しさがこれから現実には出てくるんだろうというふうに考えております。

それから、今度は違う視点で、政策面でいろんな御意見をいただく中で女性の御意見というものは、これは大切にしたいというふうに思います。男性と女性を全部同一視するのではなくて、それぞれ特徴がある中で、思考形態も当然違うのは当たり前の話でございます。その中で、女性が持つ力というものは本当にはっとする部分がたくさんございます。そういうものを大切にしながら、これからの政策立案についてはその力をどのように発揮していただけるような仕組みづくり、組織づくり、そういうことができるかということについては、自分なりに考えておりますので、そういうことが実行できるようなことがあれば、また、それを具体的に提案させていただきたいというふうに考えております。

そういうことで、現実にその職場の中で女性を登用することの難しさ、これはまさに議員がおっしゃられるように、どのように情報発信し、世の中で、人の考え方がどのように変化し、変わっていくかということ、そのことをちゃんとくろみながら挑戦し続けるということも必要なんではないかなというふうに感じているようなところでございます。

○議長（児玉朋也） 細川議員。

○12番（細川雅子） 施策をつくっていくに当たっては、女性の意見もしっかりと取り入れてっていうふうにお言葉をいただいたんですけども、ちょっと3回目で男女共同参画プランの推進体制をどうするのかっていうのを聞き忘れたんで、それについてもぜひお答えいただきたいんですけども、女性の意見を取り入れたりとか、アンケートをしてとか、ヒアリングをしてというお言葉をよく聞くんですけども、私は一緒に考えてもらって、どうしたらいいのかっていうのを考えて、施策の中にしっかり入れていけるような立場に女性を入れていただきたいと思っております。これは市役所の中の計画だけではなくて、大竹市づくりの中でも一般の、特に若い世代の女性とか、それ以外の女性とかもいっぱい入ってもらいながら、単に要望をするだけじゃなくて、本当にどうしていったらいいのかっていうのを、皆さんと情報交換する中で、自分自身も考え、成長していけるようなそういう審議会とか協議会とか、ああいった場で、責任のある立場で発言できるっていうんですかね、女性がね、そういう中で施策をつくっていただきたいと思うんですけども、そこはいかがでしょうか。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 現実問題になって、いろんなところに女性を現実にお願いをしているときに、そのなっただくところの難しさは本当に感じております。そういうことでますますこれからはそういうところでも積極的に出ていただける方々、手を挙げる方々がますますふえるようなことを、このことの努力がまず第一に必要なというふうに考えております。

それから、自分自身のいろんな政策的な考えとかいろんなことは、私自身の後援会がございまして、その方とお話をするときには、後援会の主立ったメンバー、ほとんど女性の方でございまして、しっかりと女性のお声を聞きながら、自分自身考えております。

○議長（児玉朋也） 細川議員。

○12番（細川雅子） では最後になりますが、今、市長自身、手を挙げていただくことの難しさ、責任ある立場になっていただくのが大変難しいとおっしゃいましたが、ある意味、市長というのはやりなさいと、言ってみれば、言える立場にもあるわけですよ。しっかり支えるからやりなさい、ただ、投げてからはしごをはずすんでなくて、しっかりそこは頑張るようにいろんな体制をとって支えていくんだという、そういうリーダーシップですかね、ぜひ発揮していただければ、迷っている女性にも勇気が湧いてくると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

きょうは、女性が輝くっていうことをテーマとして理念的なことやら、具体的なことなどについて話をしてまいりましたが、話の中でも出てまいりましたが、女性だけが輝く、そういう社会になったら不幸なことだというふうに考えております。この国の施策もありますが、1番の狙いは多様な価値観、それをお互いに認めながら変革をしていく、そこにあると思っております。今、大竹は人口減少、高齢化、厳しい財政運営、それらを強いられる中で運営しておりますが、他市との競争の中で持続可能性を見出す、そのための切り札として、女性の活躍の促進を受けとめた上で、多くの施策に取り組んでいただきたいと願っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 続いて、11番、日域究議員。

〔11番 日域 究議員 登壇〕

○11番（日域 究） 市民の味方の日域でございます。恥ずかしながら、議会にまた戻ってまいりました。横井庄一さんのような気もしますけれども、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

ある雑誌の住みやすさランキングで大竹市が中国地方で6位になった、昨日もどなたかがおっしゃったように思いますけれども、県内ではトップだという話があります。小方ヶ丘への人口流入という一時的な現象があっただけだという見方もあるでしょうが、ただ、基本的には恵まれた自治体であるということが証明されたとも思います。

問題は、それにあぐらをかき、今までさらに上を目指す努力をしてこなかった、それが私の結論でございます。それ以上を目指す牽引力のあるリーダーがいなかったと感じています。国の心配をする前に大竹市を変えたい、そのように考えております。そのあたりを意識しつつ、市長のこれまでの施策を振り返り、これからを考える一助にしたいと思えます。

具体的に申し上げます。平成20年10月8日、油見の地区懇談会、そのときの資料をベースに質問させていただきます。

まず最初の質問です。都市計画道路駅前油見線はなぜできないのかってことです。

あの道路は半分つくっただけで40年も放置されています。全てを完成させる気があるのかという話です。平成20年の地区懇談会で市長はこのように言っています。優先度は非常

に高い。

水がない、水用意して、市長のところにあるじゃない。

でね、いいですか、優先度は非常に高いが過去に予算不足で手がつけられなかった経緯がある、だから、都市計画税を導入させていただいた、いただいているになっていましたね、と述べておられます。その後7年が経過しましたが、何の兆しもあります。予算不足以外に理由があるのではありませんか。本当か、市民のためになるか、公平か、これが市政に対する自分の判断基準だと、市長はこの地区懇でもおっしゃってます。この基準がロータリークラブの4つのテストとそっくりであることはさておいて、あえて私もこれを使わせていただきます。この説明は本当ですか、市民のためになりますか、端的にお答えください。

次に行きます。

昭和53年に大竹市の消防本部が中心になって、大竹市の消防の歴史をつづった消防史という本が編さんされています。この本は非売品ですが、現在も図書館で一般の閲覧に供されています。その中に、市長の身内とも言うべき会社の火災が大きな写真入りで紹介されています。問題はその出火原因です。消防史にはたばこの火の不始末だと断定的に書かれています。今から47年前の12月17日、昼の時間が非常に短いですね、12月17日ですから。しかも日曜日の早朝です。新聞によれば、午前4時55分、真っ暗な中での火災ですが、出火原因を断定できる根拠は何なのか、お尋ねいたします。

以上で壇上での質問を終わります。中身の濃い御答弁をお願いいたします。よろしくお願いたします。

- 議長（児玉朋也） 質問席でどうぞ、水は。
- 11番（日域 究） あっちにあるんですか、済みません。
- 議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

- 市長（入山欣郎） 日域議員からの質問を事前に見させていただきました。昭和36年、私が中学校のときに突然、父親を亡くしました。母親が突然に死んだ父親の跡を継いで、泉産業を一生懸命やるようになりました。昭和42年、日興段ボールが火災を起こした。私の祖父がやっている会社で泉産業とは関係のない会社でございます。そのときに、大学2年生であった私は、学校をやめなきゃいけないなど。親戚といいながら、そこに融資をし、株も一部持ってたはずでございます。大変なことになったなど、自分自身、不安で悲しい思いをしたことを、今、最近、今さらながら思い出しております。ただ、その後、母親が一生懸命に努力をし、多くの方々に助けていただきながら会社を存続することができ、再建することができて、私自身、成長することができました。多くの方々に感謝して、今さらながらお世話になったなというこの数日間を過ごさせていただきました。本当に苦しい時代のことを思い起こさせてくださいまして、ありがとうございます。

日域議員の御質問にお答えします。

まず1点目の都市計画道路駅前油見線の早期整備についてお答えいたします。駅前油見線は昭和38年に、計画延長約370メートルで都市計画決定された路線でございます。この

うち、大竹駅前広場から西側市道までの約220メートルについては昭和47年から50年ごろにかけて施工し、完了しております。中市立戸線までの残り区間約150メートルについては未整備となっております。駅前油見線を施工した昭和50年以降は、国道2号を補完し、市域を南北に結ぶ玖波青木線や、旧大竹地区を南北に結ぶ中市立戸線、また、JR山陽本線で分断された市域東西を自由通路で結ぶ大竹駅東口整備事業を重点的に進めてまいりました。中市立戸線が完了した平成16年以降も他の大規模事業を行っていたことや、財政状況等の問題もあったことから、それ以降は新たな都市計画道路事業には着手できておらず、御指摘の駅前油見線の未整備区間につきましても事業化に至っておりません。

御質問の駅前油見線は大竹駅周辺の市街地道路網の形成や沿道立地の促進、また、防災空間としての機能もあり、本市の都市計画道路の中でも整備の必要性が高い路線であると認識しており、未整備区間についても早期に供用できることが望ましいと考えております。しかしながら、現在、都市計画道路事業として、大竹駅の橋上化を含めた大竹駅周辺整備事業を進めているところであり、駅前油見線の未整備区間については、都市計画道路事業の進捗や財政状況を踏まえながら判断したいと考えております。

続いて、2点目の日興段ボール火災の出火原因の根拠についてでございますが、消防が出火原因を特定するに当たりましては、焼損状況を客観的に調査した実況見分を主体とし、火災出動時の隊長の見分、関係者への質問、供述を考慮し、火災調査員の所要の検討を加えて結論を導き出すものでございます。日興段ボール火災におきましても、これらの手続を踏まえ導き出したものと考えております。

以上で、目域議員の質問に答えさせていただきます。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） 質問するほうも、正直、きつい部分はございます。しかし、個人的事情が行政の物事を遂行する上で妨げになってはいけない、そのことを感じて私は質問することに、今回いたしました。

今、市長がおっしゃったことは、さっきのそれは本当か、全然本当じゃございません。駅前油見線は道路が曲がってるんですよ。その辺、いっぱい知った人間いるでしょ。ここに山田さんですよ、今、土木の係長さんかな。山田さんが書いた記録があります。県に平成10年7月30日に県に行って、油見線が曲がると。それを直す、直すんじやったら都計と違う道つくつとるわけですから、それを都計どおりにつくり直せ、そうしないと、要するに、特定道路事業として認めないと言われてるわけですよ。これは市役所の資料ですよ。私は、少なくとも1回目の質問でこれは認めてくれると思いましたが、市長が。ここまでしらばくれる市長なんですよ、我々が選んだのは。いいですか。で、道路がなぜ曲がったか。今、市長おっしゃいましたよね、47年から50年ごろにかけてあの道をつくった。そのときに、油見3丁目の区画整理をやってるんですね。そのときの登記を見ると、おもしろいものがいっぱい出ます、このたった30分じゃ説明できませんけども。結局ですね、有力者の土地に当たったら、道路曲がるんですよ、当時の大竹は。それが、さっきの日興段ボールにも関係しますが、それは2番目ですから、そのときに言います。結局、道路が曲がってしまった。きのう、廿日市の法務局で何を見たか、おとといか、月曜日ですね。

おもしろいなと思いましたけど、皆さん、市役所の幹部ですから、一定の知識はあると思いますけども、不動産登記において土地ですよ、土地の所有権保存ってわかりますか。所有権保存っていうたら、何にもないところに土地があらわれるんですよ。通常は公有水面埋立とか、道路か、さもなくば里道っていう説明もありますけども、どういうときできるかっていうと、もう一つは、区画整理事業で減歩ってやりますね。ぎゅーっと縮めていって、道路つくって、さらに縮めて余った土地を売るんですよ。それを事業の原資にする。これはありますね。あのあたりの有力者の前にちゃんとその減歩した所有権保存の土地ができるんですよ。昭和51年に売買で買ってるんですよ。でも、その原因はですよ、昭和46年契約って書いてあるんですよ。土地ができる前にどうやって契約するんかって、不思議ですよって、きのう法務局の人が言ってましたけどね。今となっちゃあ、それはしようがないですよ、もちろん、済んだ話ですから。ただ、そういう経緯があって道路が曲がった。それを県に言われた、それでずっとこれからですよ、あの道路は延びないのかって、何なら都計変更してもいいですよ。やっていただきたい。この、あの当時、186号が台風で崩落しましたね。市長が最初の選挙当選された二日後かな、そのとき、私、トンネルの中で市長にお会いしたのを覚えてますけども。あのときに、あのころ、市長はいろんな場面で、県が一生懸命動いてくれて、186号早くに復旧できたっていうことを非常に持ち上げたお話し方をされてました。国道186号は県の管轄ですから、県がやってくれたらうれしいし、異論はありません。しかし、駅前油見線はこれは一重に市長の権限です。道路が分断されたら、機能が果たせなくなる。それは、186の崩落で嫌というほどわかりました。駅前油見線が開通したら、どんなに便利になるかということも、同時にわかるんですよ。県には一生懸命お願いするのは結構ですけども、大竹市はどうするんですか。あのあたりの人は道路ができるのを待ってるんですよ。その権限は一重に市長にあるんですよ。それを何もしないで、市長の役割を果たしているとはとても言えませんよね。そのときに県がおっしゃった言葉の中に、山田さんの記録によると、軽微な変更として処理することは認めないって書いてあるんです。これはまさに、南栄下白石線のときに、この平成10年はまだあっちの裁判の最高裁の決着するちょっと前ですからね。だから、係争中ですね。被告は広島県知事ですから、広島県知事相手に大竹の市民が裁判やってるそのさなかに軽微な変更を認めるとは言えません、県の人だね。何かの因果でこうなったわけですけども、これ、それでも市長は何もしないんですか。このときに、山田さんの文章を見ると、補助メニューはないって書いてあるんですけども、そのときはなかったのかもしれない。県の人に聞いたら、今あるって言ってました。今、西村さんも油見っていうことになってますけども、油見の有力議員がこのたび勇退されました。私は油見のことはあの人に任せてまして、地元の事なんか特別やったことはありません。でも、今回はやっぱり責任があるなど思いまして、選挙のリーフレットにもそのこと書きました。全てを行政に任せる気はありません。協力できることはします。ですから、動いてください。答弁をお願いします。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 動いてくださいということはありませんが、何の質問かよくわかりません。過去にどういう有力者のことがあって動いたかという臆測でしかないわけで、そう

いうことでもってここで答弁するつもりは一切ございません。

それから、道路の必要性については、油見の地区懇で話したとおり、大変大切だというふうに思っております。だから、自分が就任させていただいてすぐに、あの土地を買うことを職員に指示をいたしました。悲しいことに、すでにもうお宅ができているということで、それ以前には市の財政状況、それから大竹市の状況を考えると、都市計画街路なんかできやせんというような話が御当人のほうに伝わっていたということで、お宅を建てられ、その計画がもうできて、まさに進んでおりました。そういうことで、自分がなったときにすぐに指示したことが手おくれだったということで、すぐにお宅を建てられたところをすぐにつくれというのも変な話でございます。そういう意味で、今ある都市計画街路について、計画どおりに決着をしたときには、すぐに次には優先順位を市議会議員の皆さん方につけていただきました。その順位に従って着々と進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） この記録表については認められますよね。いいですか、これ持って歩いてもいいですか。要するに、これ、市役所から出てきた文書ですよ。ここに判を押してある中には正木さんがいます。あの方方はOBの方ですけどね。正木さんと中司さんと山田さん、これがここに出てきますけども、要するに、あの道をちゃんとせんといけんよって言われたわけですよ。このことを言わないじゃないですか、議会にも。優先順位がどうのこうの言う前に、こういうことがあったら事実を言ってください。だから、本当ですかって、市民のためになりますかって。それはおうちを建てたことは大変ですよ。つくった直後に壊せっていうのはまあ言いづらいですね。でも、それから随分たちましたし、あの子の御当主はこの前亡くなられました。だから、もうそれは言い方ですよ。お願いの仕方がありますよ。それはね、ぼろくそ言われるかもしれない。そこはね、ちゃんと頭を下げるなり、何かをするなりしてやるのが仕事じゃないんですか。楽なことばかりやるんだったら誰でもできますよ。この記録は認めますよね。質問を終わります。

休憩しますか、議長。

○議長（児玉朋也） 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

10時55分 休憩

11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

11番、日域議員への答弁をお願いします。

建設部長。

○建設部長（大和伸明） 先ほど、日域議員のおっしゃられました駅前油見線に関します、平成10年7月30日におきます山田係長の記録票が実際にございまして、その内容につきましては、事実と認めております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） 言いたいことはさっき言ってしまいましたけど、ここに書いてあるのは、特定道路事業としては可能。特定道路事業とは、借金をする、起債による分ですね。だけど、道は直せと。曲がったままやるのであれば、都計の変更をしろと。どっちもせんのやったら、もう借金はできませんよと。道路事業で実施するしかない。了解したとなっています。

それで、まあ、道路事業はないでしょうけども、都計の変更をしたっていいと思いますし、さもなくば、何かやってもいいと思いますけども、考えてみたらかなり大事なところなんですよ、これは。野球場をつくったのがいけないとか、あえて言うこともないでしょうけども、やはり投資した場合にそれが次の展開を生んでいく。雪だるま式にいいほうに転がっていくというのが大事なことです。セルモーターを回してもガソリンがなかったら前へ進まないわけですね。やっぱりセルモーターはガソリンのある車にエンジンをかけるためにあるわけですから。そこがどうなんだという気がしますが、これを踏まえて、これを乗り越えてやっていくという気持ちはおありですか。それとも、こんな面倒くさいことはしたくないというお考えですか。そこだけお聞きしておきたいと思います。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 前にも申しましたとおり、都市計画街路につきましては、必要であるということで決めておりますので、優先順位を決めてきちっとやっていくということ、そのために手はちゃんと打ってまいりたいというふうに思っておりますので、駅前から白石まで通じる道については、優先順位が高いということで、駅の自由通路の件、それから、懸案でありました数十年間の残っております都市計画街路、このことを確実に履行いたしましたら、続いて、優先順位を議員の皆様方から御意見をいただく中で決めて、進んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） ぜひ、地元にもプラスになって、周辺の人たちもプラスになる、大竹市全体のプラスになることを優先してやっていただきたいと思います。

この油見地区墾の最後にあたり、市長がこうおっしゃってます。「最後になりましたが、残念ながら過去の政治において、頼まれて不必要な土地を購入したり、できないことの約束をしたり、市民の皆様への公平という観点からやるべきでない事業を実行しているということなどなど、よく目に、耳にしたことです」とおっしゃっています。ぜひ、御本人はそういうことがないようにお願いして、次の質問に移りたいと思います。

さっきの火事の話ですけど、都計道路の都市計画決定と違う施工ということについては、共通点があります。

それで、これもさっきの話と同じですけども、大竹市の消防の記録に「たばこの火」とどこかに書いてありますか。県警の監察というんですか、何ていうんですか。あれが来るというのが、新聞記事にもありますけども、結論としてどうなっているか。さっきの御答弁が、市の人が一生涯懸命調べたんだと思うという、ちょっとワンクッション置いた表現で

した。ちょっとその辺、御確認させてください。

○議長（児玉朋也） 消防長。

○消防長（西岡 靖） 確かに、御指摘がありました、我々の先輩がつくった消防史におきましては、出火原因を火災の火の不始末というふうに記載されております。

ただ、当時、どのようにそのことを調査し、どのように結論づけたかについての記録については、現在、こちらに残っておりませんので、そのことを確認することはできておりません。

○議長（児玉朋也） 日域議員。不規則行動はやめてください。

[発言する者あり]

○消防長（西岡 靖） はい。

[発言する者あり]

○消防長（西岡 靖） はい。

[発言する者あり]

○消防長（西岡 靖） この調査票には、火災原因は調査中という記述になっております。

その後、調査が行われたものというふうに考えております。

[発言する者あり]

○消防長（西岡 靖） いや、そのことを・・・。

○議長（児玉朋也） 日域議員、手を挙げてお願いいたします。

○消防長（西岡 靖） そのことを証明する・・・。

[発言する者あり]

○消防長（西岡 靖） そのことを証明する書類が、現在もう残っておりません。ということで、消防史に書かれてあること、もちろんというか、私は何らかの根拠があって書かれたものというふうには思っておりますが、それを今の時点で、じゃあ、何の資料を見て、あるいは、書かれたかということについては、確認することはできません。

まあ、その冊子をつくった当時の先輩方にも聞いてみました。数人に聞いてみたんですが、もう、三十何年前の話で記憶にないということで、確認はできておりません。

もう一つ、確認する手段としては、我々に書類が残っていないわけですから、あとは共同で火災原因の調査をした警察ですね。そちらにある可能性があるのも、現在、警察のほうにはその書類があるか、あればその中身を見せてほしいというような照会はかけております。まだ、回答はいただいております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） 私が、お渡ししましたよね。それをもらったのが2年半ぐらい前かな。そのときの消防署長さんがおっしゃったのは、古い記録は、今は不明だったら不明と書きますと。当時のやつはそういう、まあ、それは記録の文化ですけども、当時は調査をかけて、でも、結論が出なかった場合はそのまま放置されていますと。だから、これは今だったら不明ということです。

そこに塗りつぶしてありますけども、第一発見者は誰かというところが塗ってあります

けど、三菱レイヨンの正門の守衛さんから電話があった。消防署の後ろあたりは白石ですよ。に火の粉が見える。というのが第一報だそうです。このときには、レイヨンも来れば、和木の消防団も来てるし、大竹中の消防団、もちろん消防署は当然ですけども、物すごい絵が描いてあります、そこに。私は当時をよく知らないの、何をやっと思ったんかなと自分でも思いますけども、かなりの大きな火事だったんだろうと思いますが、それも、じゃあ、一つ質問をします。

火事で焼けた瞬間、あの建物の所有者は誰ですか。

○議長（児玉朋也） 消防長。

○消防長（西岡 靖） この火災詳細からすれば、日興段ボール株式会社というふうに。

○議長（児玉朋也） 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

11時16分 休憩

11時26分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番、日域議員への答弁からお願いいたします。

消防長。

○消防長（西岡 靖） 時間をとらせまして、大変申しわけございません。

我々が調査した調査書、あるいは、登記簿から判断いたしまして、所有者は日興段ボール株式会社と思われま。

○議長（児玉朋也） 日域議員。

○11番（日域 究） この登記の中に、仮処分という記載がありまして、火事になる一月ぐらい前に聯合紙器という、今のレンゴーですね。段ボール屋さんの大手メーカーですけども、レンゴーが処分禁止の仮処分というのを申し立てしています。それに根拠があると認めて、裁判所が仮処分を受けてますね。それがこの登記に反映してるんですけども、処分禁止の仮処分というのは何だということです。

この会社は倒産したと新聞に書いてありますから、まあ、そりゃそういうことはあります。仕事をしてれば。倒産したら、不渡り手形か何かわかりませんが、どこかに債権があって、それを弁済できなくなるわけですね。そしたら、債権者がお金を返せと来るんですけども、普通、お金をとろうと思ったら、市税でもそうですけど、差し押さえをしますよね。皆さん、するじゃないですか。お金が欲しかったら差し押さえ、この処分禁止の仮処分はお金じゃないんですよ、物なんです。どういうことかという、あそこは住居地域です。住居地域だから、既存の操業だから住居地域でも工場ができますけども、一たん、とまってしまうと、そこでは再建はできません。続けたほうがいいという、続けるんだっただけでいいという。大竹市内では今でもいっぱいありますけども、そういうことですよ。

で、事業にとりあえず行き詰ってしまった。さあ、そのときどうするか。2つあります。やめてしまえというのがあります。でも、何とか、せつかく一応の既得権としてそういう

工場があるんだから、何とか続けたいね。どっちにしようか迷うのは当然だと思います。で、債権者の大手のメーカーのほうから、新しい債権をしよう。そのためには、建物の所有権を譲渡してくれ。それに社長が乗ったわけですね。だから、建物の譲渡契約を当然、レンゴーとの間で交わしたわけです。

でも、さっき市長もおっしゃいましたけど、ファミリー企業ですから、土地の持ち主は違う名義ですし、いろんな考えがありますよね。そうなってくると、「おい、待て」と。建物を渡したら、後、困るでと。それも十分わかります。片方じゃ契約した、けど登記に踏み込むには、周りがみんな反対する。社長はどうしようもなくなって、多分、その場におられなくなったんだろうと思います。テレビの番組とその辺は一致しますよね。これはその後の火事ですから、要するに、建物の所有権をあなたに渡しますという契約がなかったら、裁判所が処分禁止の仮処分は受けません。

ただ、契約した側が、まあ、やってしまったけど、何とか契約はしたけどキャンセルできなかねと。それはそうですね。我々も契約してしまって、自分の身内なり回りが、「おまえ、何であんな契約したんや。もとに戻せや」と言ったら、そりゃ、悪いけど、契約したんだけどもとに戻せんかねということはあるでしょう。手付金だったら、そりゃあ倍返しとかすれば済みますけども。その状況によっては、相手は、「いや、もうだめだ。あなた、契約したじゃないか。登記しろ」と。それでもしない。そうしたら、仮処分になりますよね。名義を移されたら対抗できなくなりますから。

そういう物すごいせめぎ合いの中で、この火事は起こったということです。その火事が、公の調査で、我々が信頼する大竹消防とか、広島県警とか、そういう信頼する役所の中では、結論が出てないんですね。

にもかかわらず、大竹消防本部がつくった本には、どこから引っ張ってきたかわからない、理由もなく「たばこの火の不始末」とあるんです。その記録にありますよね、消防の記録に。12時に見回りをしたときには問題はなかったと。消防の記録では3時ですね。3時代ですね。新聞には4時と書いてある。4時55分ですけども、市の消防の記録は3時何分かですね。出火が。そのときに、作業員がいっぱいいて、たばこをパカパカ吸うという雰囲気は当然ないでしょうから。ただ、結論は出なかったということです。

消防の記録をどうするんですか。それでも、現在進行形で閲覧に供してある本ですから、それを修正しますか。

○議長（児玉朋也） 消防長。

○消防長（西岡 靖） 当時、その冊子を作成した際に、どういう経緯で記述をされたか、今の時点でそれは確認できません。ただ、何らかの根拠があつての記述だというふうに思っておりますので、これを訂正するということは、今現在は考えておりません。

○議長（児玉朋也） 最後です。日域議員。

○11番（日域 究） 正直言います、大昔のことをあげつらって、批判したいのが本心ではありません。人間はいろんなことをしながら生きてますから、たたけばほこりが出る立場です。お互い様です。ただ、それを超えて、次の世代が超えて帳じり合わせをしていかなくちゃいけないんです。

でも、例えば、白石の件で言えば、この前、私、あのときの委員長でしたけど、倉庫を壊すからといって裁判を起こしましたよね。でも、駅前油見線だって同じことじゃないですか。そりゃ、補償はするんですから。家をつくった人が壊しても、補償はします。

大竹の都市計画の図面を見たらわかりますけども、あそこをループしているわけですね。油見トンネルの出口のところ、まあ、私が住んでいることもあってよくわかりますけども、それは時によったら大渋滞ですよ。昔、県警に行ったら、あんな道路のつくり方があるかと言われたことがありますけども、私に言われても困るんですが、確かにそうかもしれません。

あその駅前油見線が通れば、かなりの車があっちへ回れます。実際、あそこに住んで思うのが、朝夕は商工会議所のほうから来た車はかなり油見トンネルに入っていきます。それは多分、美和町というか、あっち方面に行く車だと思います。昼中はあっち行く車はほとんどありません。全部、駅前というか、大竹小学校のほうというか、大竹会館のほうに曲がっていきます。

その車が、駅前油見線ができたなら、かなりがあっちへ回るんじゃないかなと。とにかく、今の油見トンネルの交差点というのは異様ですから、曲がったらすぐ信号がありますから。しかも、最近大きい車が多いんですよ。見てる分にはおもしろいですよ。大きい車がどんどん走るのは。ただ、あそこでぐるっと曲がったところで、また信号が赤になったりするわけですから、そういうことを考えても、それは白石の道をつくるなどは私は言いませんけども、優先順位から言ったら、圧倒的に高いと思います。

ぜひ、私はそれをやってほしいんです。入山市長の手柄にしてくれていいわけです。わしはあれだけ懸案だったのをやったでって、ぜひおっしゃってほしいです。それでいいじゃないですか。それを、何か避けて、優先順位がどうか、予算がどうか、そのために都市計画税を導入させていただいてますとおっしゃってるわけですから、もちろん、都計のお金が即そういう事業に回るわけではないという事情は重々承知しています。しかし、同じお金をかけたときの効果ですね。

それを考えたときに、あの駅前油見線は、これは橋上駅の比じゃないです。橋上駅は人が歩くだけで車は通りませんから。その次は翠橋です。翠橋の耐用年数も迫っているんだろうと思いますが、あの翠橋を今と同じ状態で新品に変えることはできないんじゃないかという話もあります。JRとの関係ですね、もっと太鼓橋にしくちやいけない。そうすると、今度は勾配がきつから道路として認められない。こうなるわけです。そうしたら、こっちに2号線があって、こっちに玖波青木線があるわけですから、それをこう結んでいのが。広くできればいいですけども、あのままで翠橋をもっと上げろと言われてたら、錦帯橋みたいになるわけです。

そういう、先を見たらいろんなことがあるわけですけども、やっぱりそういう、まあ、市民目線から言うと、たちまちがよくわからない話かもしれません。でも、この町のことを将来まで考えてみたら、今からやらなくちやいけないことはいっぱいある。

私、きのう、大和部長の答弁のときに拍手をさせてもらいましたけど、非常に的を得た当たり前の話、御答弁をいただきました。西条の寺家の駅の話だと思いますけども、あれ

も10年前から図面を持っていて、JRと話もしてる。あそこなんかの場合は、財団法人、その向こうには財産区。べらぼうに財産区の多いところですから、あそこの西条のあの辺は、財産区がしこたま金を持っているわけです。財産区が持っている財団法人があって、それがお金をぼっくり出すわけです。それで、市もちゃんと予算をつけて導入路を決めるんです。しかも、寺家は家がいっぱい建って、人口がふえているわけです。条件がどんぴしゃでそろってても、10年かかったんです。

大竹は、この大竹市役所の中ではいろいろ議論しても、JRから見たら、「あんたら、うちの駅のことで勝手なことを言いよるけど、何の図面も持ってこんやないか」と。それじゃあ、おかしいですよ。やっぱり基本的なことをきちんと示して、その基本計画にのっとって市民の意見も入れて、いろいろやってほしい。

最後に一言だけ言います。玖波小学校改築で設計事務所が決まりましたね。私、あの設計事務所は知っています。私が仕事をお願いしたことがある設計事務所です。その、今、取締役になっていますけど、彼が何を言ったか。私に最初、見せてくれたのは、大野町の保育所でした。この保育所はうちが設計したんやと、見せてくれました。

そのとき、設計に入る前に保育所絡みの、職員とか何とかですよ。その関係者で委員会をつくって、いろいろ検討して、結構面倒くさかったんよと。それから、何年もたって、同じ事務所が栗谷中学校の体育館を設計しました。その後、うちに来て言ったのがこういうことです。「大竹はね、栗谷中の体育館をつくるのに何にもないんじゃけん、設計するのがぶち楽じゃったいね」と。「そのかわり、完成間近になって、あれがない、これがないってわんわん言われて、あと大変じゃったんよ」と。要するにこのことです。事前にきちんとこういうことをしたい、皆さん、どう思いますかといって決めて、開示して、それで衆知を集めて、いろいろなことを言いながらやれば、あとは業者が施工するだけです。図面どおりつくれば、それで終わりですよ。基本を決めずにああだ、こうだやって、ぼろっと出てくるんですよ、答えが。後から見たらこんなじゃなかったって。それが大竹市の風土です。それを変えてほしいんです。それを変えなかったら、本当にあまり明るいビジョンが描けませんよね。ぜひ、それをやっていただきたい。全てそうです。

だから、小方のこともそうです。私もこの前、国土交通省へ行きました。行ったら、あの人たちは暇なのかどうか知りませんが、私が来たら5人も出てきました。でも、そういう、なぜ私が行ったかわかりますか。市役所の人、市の職員さんが言うことが本当かどうか確認に行ったんです。笑ってましたよ。「うそは言わんでしょ」と言われましたけど、「いや、うそやなかったからよかったですけどね」と言っておきました。

でも、やっぱりそこところはきちっと言ってほしいんです。言うべきことは言う。

だから、最初に戻りますけど、本当か、市民のためになるか、公平か。これを肝に銘じてやっていただきたい。そのように思います。

そのことについて、何か答弁があればお願いします。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 大竹の道路は、有力者によって道が曲がっているとか、憶測や風聞でもって決めつけるということ、そのことは、先輩方がやられたことに対して泥を塗るんだ

ろうというふうに思います。私は、先輩方もそれぞれの時代時代で最良を考えて物事を決められたというふうに信じております。

これからも、自分自身、公平に、正義を貫きながら、やり続けてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（児玉朋也） 続いて、6番、和田芳弘議員。

〔6番 和田芳弘議員 登壇〕

○6番（和田芳弘） 新公会の和田と申します。

昨年の12月に一般質問でお尋ねしましたが、改めて老朽化による倒壊の恐れのある空き家対策についてをお尋ねいたします。

危険な状態の空き家に対し、国は、ことし5月26日に空き家対策特別措置法が施行されました。倒壊の恐れのある、また、不衛生で著しく景観が損なわれているなど、該当する空き家を「特定空き家」と定義しました。自治体の判定により、特定空き家の所有者に助言、指導、勧告、命令を出すことができますとあります。

4月23日の中国新聞によりますと、広島県内14市のうち、福山、三原、安芸高田、大竹の4市は、計画をつくる方針とありました。

本市では、特措法を活用するには、詳細な基準や運用内容を定めた実施計画を策定する必要があると言われていますが、どの程度まで進んでいるのかお聞かせください。よろしくお願いたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 空き家対策につきましては、個人の財産に行政が関与する、以前にはなかった大変難しい問題でございます。まだまだ制度の検証もされておりませんし、難しいことや見逃している点など、あるかもしれません。

和田議員におかれましては、前回に引き続きまして、空き家対策の問題を取り上げていただきまして、ありがとうございます。

それでは、和田議員の御質問にお答えいたします。

空き家問題は、防犯や防火の問題、衛生面や景観など、周囲環境への影響、また、老朽化による周辺住民の安心・安全が脅かされるなど、全国的に大きな課題となっております。

国におきましては、平成26年11月の臨時国会において、空き家等対策の推進に関する特別措置法が成立し、ことし5月26日に全面施行されたところでございます。

この法律においても、一義的には所有者がみずからの責任により、空き家の適切な管理をするという前提が変わるものではございませんが、これまで個人情報保護の観点から利用できなかった固定資産税情報の内部利用が可能となり、空き家の所有者を把握するための情報が得られるようになりました。

また、空き家の所有者に対する適切な管理の指導や勧告、命令、そして、従わない場合の行政代執行も可能となりました。

本市においては、平成25年度に自治会連合会の御協力により、アパート、マンション等

を除く約1万戸を対象に調査を実施させていただきました。その結果、空き家が438戸、このうち倒壊の危険がある空き家が71戸という報告を受け、昨年度、この71戸について、市職員が現地において調査し、危険度の判定作業を行ったところでございます。

危険度の判定作業において、特に危険と判定した17戸については、所有者情報の調査を既に終えておりますので、所有者に対し、所有する空き家が危険な状態になっていることや、適正な管理に努めなければならないことなどを通知するところから始め、継続的に是正を促してまいります。

また、空き家の適切な管理について、所有者のみならず、市民の皆さんに御理解いただけるよう、広報及び啓発活動を実施してまいります。

これからも空き家は、人口減少や高齢化に伴い増加の一途をたどるものと考えております。空き家対策を総合的かつ計画的に実施するためには、特定空き家の判断基準や、勧告、命令等の手続について具体的に定めた大竹市空き家等対策計画の策定が必要となります。

現在、これまでに国・県から出されたガイドラインや、対応指針の内容を検討し、策定に向けた作業を進めているところでございます。

その前提として、計画の策定、変更及び実施に関して協議を行う大竹市空き家等対策協議会を設置するため、大竹市附属機関設置に関する条例の改正を準備しているところでございます。

県におきましても、市民の生命、身体、または、財産を保護するとともに、生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用の推進を図ることを目的として、昨年6月に広島県空き家対策推進協議会が設立されました。空き家による問題は、家屋倒壊の危険があるだけでなく、周囲への影響は多岐にわたることから、今後も広島県及び県内各市町、関係団体、関係各部署と連携をとり、空き家対策に取り組んでまいります。

以上で、和田議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 和田議員。

○6番（和田芳弘） この空き家対策について、本市では実施計画や対策を今からつくっていくと聞いております。まだ、これを実際につくるまでに何カ月もかかるとは思いますが、それまでに、今のたちまちの老朽化の激しい17件に対して、今の家主なりに現状の、どう言ったらいいんですかね。所有者に、これだけ家が傷んどると。早急に対処してほしいという、手紙なり、写真なりを同封して送ってほしいんです。それをどのようにお考えですか。ちょっと聞かせてください。

○議長（児玉朋也） 都市計画課長。

○都市計画課長（下隠俊作） 御指摘の、まず、計画であるとか、協議会の設置。これは市の中で進めてまいっております。

それの前に、今の危険と判定した17戸について準備を進めておまして、もうしばらくしたら通知が送れるような状況でございますので、その後、その所有者の方とお話をしながら、適正な管理に努めていただくように、計画的に是正をうながしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 和田議員。

○6番（和田芳弘） 終わります。いいです。

○議長（児玉朋也） 一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。
再開は、13時を予定しております。よろしくお願ひいたします。

~~~~~○~~~~~

11時50分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。

続いて、3番、賀屋幸治議員。

〔3番 賀屋幸治議員 登壇〕

○3番（賀屋幸治） 3番、大竹新公会の賀屋でございます。

皆様、大変お疲れのところ、最後の質問者となりました。新人議員として、初めての一般質問でふなれでございますので、お聞き苦しいところもあろうかとは思いますが、御容赦を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

通告書の件名は、JR小方新駅設置促進と周辺整備計画の進捗状況についてでございますが、この問題は、今までも何人もの先輩議員の方が質問に立たれ、昨日も大井議員さんが同様の質問をされております。執行部の皆さんも、またか、と思われるかもしれませんが、しかし、それだけ重要で関心が高い課題であるということをお願ひをいたしたいと思ひます。

今、日本全国が少子高齢化による人口減少問題に頭を抱えて、全国の自治体がさまざまな施策を打ち立てて、必死にその対策に取り組んでおります。政府も、少子化対策や地方創生を前面に掲げて、支援体制の強化を図る政策を進めております。大竹市においても、これらの課題は今までも、いや、これからも最重要課題であることは、私が言うまでもなく、皆さん共通の認識であるかと思ひます。

こうした中、大竹市にとって、うれしいニュースもありました。人口減少に歯どめがかかるのではないかなと思われるニュースでございます。

これは、午前中、日域議員さんのほうも少し触れられておられましたが、7月の中国新聞によると、6月に発表されました「住みよさランキング」の民間調査で、大竹市が中・四国地方で6番目、広島県内ではトップになったと報じられております。これは、小方ヶ丘やアクラスの団地分譲が好評で、市外からの転入が半数近くを占め、また、その世帯の3分の2が20代から30代の子育て世代であるというものでした。このことは、大竹市にとって、今後の定住促進対策においても、大きなヒントになったのではないかと思ひます。

ちなみに、中・四国地方では、同じ臨海工業都市として発展をしてまいりました下松市が6年連続して1位、全国でも20位にランキングをされております。この要因といたしましては、利便性と快適性が非常に高い評価を得ているということであり、大竹市も今後の

まちづくりの参考にしていけるものがあるのではないかと考えております。

少し前置きが長くなりましたが、地方の都市間競争を勝ち抜いて、まちの発展を継続していくためにも、この利便性と快適性が求められているわけで、小方のまちづくりを考える上で、JR小方新駅設置と周辺整備は、その必須条件であると思います。

この新駅設置につきましては、平成12年の11月20日に、岩国大竹道路対策地元協議会から、岩国大竹道路建設計画に対する陳情書が提出され、平成12年12月15日に陳情採択をされております。その後も、小方まちづくり懇談会、また、小方まちづくり検討委員会等の協議を重ね、平成22年2月に設立されましたJR小方新駅期成同盟会と、同年3月に執行部、また議会の三者で意見交換会を持ち、新駅設置の方向性は既に確認をされていることは皆さん御承知のとおりでございます。

しかし、その後5年以上経過をしておりますが、いまだ具体的な案も示されておられません。そこで、新駅設置の取り組み状況と周辺整備計画の進捗状況について、改めてお聞きしたいと思います。

また、周辺整備計画に関連して、晴海の未利用地、これは県有地でございますが、ゆめタウンの東側の9ヘクタールのうち、既に営業をしておりますスーパーセンタートライアルと、新たに新店が決まりましたホームセンターコメリの残地部分が、まだ沖側に4.7ヘクタール残っております。さらに、その東側、護岸までの幅40メートル、長さ580メートルの広大な土地、これは港湾緑地でございますが、2.3ヘクタール、合わせて7ヘクタールもの土地が、まだ未利用地のまま、草ぼうぼうでございます。これらの土地は県有地ではありますが、大竹市の中心地にあって、その活用方法は大竹市のまちづくり計画に沿ったものでなければならないと思います。

そこで、これらの未利用地の利活用についての考え方も、あわせてお聞きをしたいと思います。

以上、答弁よろしくお願いを申し上げまして、壇上での質問を終わります。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 賀屋委員からは、本市の中央部に位置する小方の新しいまちづくりを、もっと積極的に進めてはどうかというお気持ちを込めましての御質問をいただきました。議員になられまして、早速、一般質問いただきました。ありがとうございます。

それでは、賀屋議員の御質問にお答えいたします。

旧小方小・中学校跡地等の活用による小方地域のまちづくりは、議員の御指滴にもございましたとおり、本市の活性化や魅力向上に向けた、極めて重要な施策であると認識いたしております。

小・中学校の跡地は、まとまった面積を有する、本市の大変貴重な財産でございます。また、国道2号に面し、広島岩国道路のインターチェンジや小方港も近く、岩国大竹道路の完成を見据えて考えますと、多様なアクセスにすぐれた有用な土地でございます。この優位性を生かし、市内の方はもちろんのこと、市外・県外からも多くの方が訪れ、魅力を感じられるよう、整備を進めていきたいと考えております。

その核となりますのが、小方新駅の設置でございます。実現いたしますと、利便性や集客力が格段に向上するとともに、今、国を挙げて進めております地方創生、定住促進の視点としても、大変大きな効果が期待できるものと考えております。

小方新駅を含めました一体の土地の活用策につきましては、これまでも議会におきましても熱心な御議論をいただき、本年3月の、まちづくり対策特別委員会で「各会派の意見」を御提示いただいているところでございます。具体的な活用策は、これから検討していくこととなりますが、新駅を中心とした周辺の土地を、エリアごとの特性を踏まえながら、できるだけ幅広い活用ができるようにすることで、多様なアイデアや手法による整備が進んでいくものと考えております。

したがいまして、検討の第一歩として、駅舎の位置を決め、メイン道路のルートをどうするのかといった点を整理し、大まかな区割りを行う必要がございます。都市計画マスタープランに基づいて、区割りしたエリアの活用の方向性を検討し、全体のまちづくりの指針となる基本構想を策定してまいりたいと考えております。

また、広島県が分譲しております晴海商業施設用地については、全体面積約9ヘクタールのうち、約1.6ヘクタールについては、スーパーセンタートライアル大竹店が平成26年12月にオープンいたしました。さらに、先般、株式会社コメリから、約2.7ヘクタールに大型商業施設を立地する届け出が提出されておりますので、残り区画は約4.7ヘクタールでございます。

この区画についての本市の考え方でございますが、当該地は、広域的な商業拠点としての商業集積を促進するため、晴海地区計画及び広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例を制定している地域でございます。また、近年、大型商業施設の立地が続けて決定している状況であることを踏まえますと、県に対しまして、引き続き、魅力的な商業施設等の誘致に努めていただきたいと考えております。

なお、先般行われました県・市町連携会談におきましても、この晴海地区の県有地、臨海公園の整備については、双方がそれぞれに役割を果たしながら、一体となって推進していくことを、広島県知事に直接お願いしたところでございます。

繰り返しになりますが、小方新駅を中心とした旧小方小・中学校の跡地の活用は、本市の活性化、定住促進のためには、極めて重要な事業でございます。その実現に向けて、議会の皆様方と一緒に取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、御支援と御協力をお願い申し上げます。

以上で、賀屋議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） ありがとうございます。大変前向きな御答弁だったというふうに思います。

先ほどちょっとお話ししました小方ヶ丘やアクラスに移り住んでくれた方々、若い世帯でございますけれども、今は小・中学校が小方ヶ丘に近いところで、非常に快適で、安全で、便利で、夢のような暮らしをされておると思います。大変幸せな、大竹市に住んでよかったなというような、幸せ感いっぱいであろうと思っております。

しかし、子供たちが成長していきますと、当然、次は高校へ、大学へ、あるいは就業へということになってきたときに、今の小方ヶ丘、あるいはアクラス、そこから次の高校へ行こうと思えば、どうしても、交通の便を考えると、玖波駅へ出るのか、大竹駅へ出るのか、そういう距離的な非常にデメリットを感じてくる。そのことに対する将来的な小方駅ができるだろうという期待感というものは、非常に大きなものを持っておられるというふうに感じております。

そういった、せっかく市外から大竹に転入をしていただいた方々の期待にも添わないといけないと。そのためにも、少しでも早く、小方駅の実現に向けての行動をとっていく必要があるだろうというふうに思います。

その中で、昨日の建設部長さんの答弁の中で、都市計画のマスタープランの中で、駅周辺の跡地については、基本構想を早期に策定する必要があるというような発言もあり、先ほど市長さんも、そのような御認識でございました、答弁でございました。それができないと、当然、前に進みません。その絵がないと、どこに行くにしても話ができません。言葉だけで、駅周辺はこんなふうにしたいです、こんなふうになりますとか言っても、ちゃんと担保されたものがないと、いわゆる公表されるものがないと、JRに言っても話にならないし、民間企業に、ここに来てくださいよと言っても取りあってももらえない。そのことを踏まえて、一日も早く、そういった基本構想を整備をして、JR駅、小方新駅の設置に向けての市の取り組み、本気度を示していただきたいと思っております。

その中で、昨日、市長さんの答弁の中で、新駅設置のためには、市民の熱意が必要であると言われたかと思えますけれども、その市民の熱意というのは、具体的にどういうことを指しているのか。そのことをちょっとお聞きしたいと思うんですが、よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） まず、市民の皆さんを代表して、議会の皆様方がなられていらっしゃいます。議会で最も真剣に、前向きに、早くにこれを実現しようという機運が、ぜひ出てきてくれたらというふうに思うところでございます。

それとあわせて、市民、多くの皆様方が、大竹市役所駅前になるように、みんなで力を合わせてその機運ができれば、我々も計画等について積極的に進めることができようかというふうに考えております。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） 今、議員の皆さんも含めてとありましたけれども、ここにいる16人の議員、皆さん、その小方駅新設について、反対という方はいらっしゃらないのではないかと思います。皆さん、まちづくり対策特別委員会におきましても、議会が設置をいたしました特別委員会ですか、それにおきましても、駅ありきでの議論を皆さんされておりますので、駅は反対だと、要らないと言われる議員の方はいらっしゃらないのではないかと思います。

つまり、議員が全員一致で駅の促進を表明をすることができると思っておりますので、そのことの重み、その熱意、それをどういうふうに捉えて次のステップに進んでいくのか。先ほ

どもちょっと触れましたが、非常にJRとの交渉も時間がかかるわけですので、早くその姿、やる気を示す必要があると思います。

そのためにも、例えばJRの小方新駅推進室であるとか、設置準備室であるとか、そういった内外に、市の、いわゆる本気度を示す、そういった具体的な行動といいますか、ものを関係機関にアピールできるようなものを新設をして、いわゆる本気で取り組んでいくんだということが必要ではないかと思います。その辺についてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 現時点では、まだ具体的な体制にまで検討が及んでおりませんが、その時期が来れば、そういうことも必要になる時期が来るのかなというふうには思いますけど、今の時点では、担当部署でJR西日本に対して、玖波駅が済みましたので、大竹駅等、交渉する際にも、しっかりと担当部署をお願いをし続けているような次第でございます。このことは、本社にいらっしゃる方のほうにもちゃんと届いている事案でございますので、これからも努力し続けてまいりたいというふうに思います。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） 先ほどの、まちづくり対策特別委員会の中間報告に対する市のほうからの整理をしたものをちょっといただきましたけども、その中でも、JR新駅の東口、あるいは西口に共通して、先ほどお話のありました駅周辺まちづくり基本方針の策定というものをやっていかないといけないと。あるいは、駅前広場の概略設計の検討をしていかなければならないというようなことが必要な作業として挙げられておりますけども、この、まず調査費が、周辺整備のまちづくり基本方針の策定という部分であれば、約1,000万というふうな、ここへ想定ですけども書かれておりますけども、その後にもっと詳しく基本方針なりを、基本計画なりをつくるとすれば、もう少し多額な調査費は要るかと思っておりますけども、まずステップとして最初の業務委託、どういう周辺のまちづくり基本方針・基本計画をつくっていくのかという構想段階の業務委託の発注というのを、ぜひとも早期に、例えば来年度の予算に盛り込んでいただくとか、そういうお考えはいかがでしょうか。

○議長（児玉朋也） 建設部長。

○建設部長（大和伸明） きのうもJRとの協議の中で、時間がかかるというお話をしました。それで、JRに際して協議を進めるに当たっては、今言われた基本計画を策定するというのが、まず第一手順でございます。そういった意味でも、10年後を目指すにしても、早急にというお話しましたが、来年度、できましたら予算の許す限りは、来年度からそういった協議会みたいなものを立ち上げて、検討していければというのが私の思いでございます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） 建設部長さんの意気込みというのは、よく伝わってまいりますので、今後とも、我々としてもしっかりフォローしていきたいと思っておりますし、また、いろんな人脈、あるいは知恵を絞って、その実現に向けて進んでいけたらというふうに思います。

それと、晴海でございますけども、先ほどの商業集積を残りの、いわゆる9ヘクタールの残り4.7ヘクタールも押していくんだということの基本的な考え方でございますけども、本当に大竹市にとって、その部分がどういう活用をされるのか、どういう商業集積といいますか、お店が出店されるのか、その辺、大竹市の目指すまちづくり、その中に大竹市としての希望といいますか、要望、そういったものをしっかり県に伝えていって、県のほうにも大竹市の目指すものをしっかり理解をしていただくと。その中で、場合によっては違うものでも、大竹市がこういうものをつくりたいんだと、こういうまちづくりをしたいんだというものをしっかり提案をしていくほうが、大竹市のまちづくりのためにはなるのではないかというふうに考えます。

特に、先ほど壇上で申し上げました護岸沿いの2.3ヘクタールの緑地でございますけども、これは用途上が「緑地」ということになっております。港湾緑地ということになっておりますけども、この晴海にはもう港湾施設というのはありませんので、港湾緑地である必要はないのではないかと。もっと大竹市が、こういうものに使いたいという、いわゆる土地利用の方向性を示せば、その用途は変えていただけるんじゃないかと。その大竹市の姿勢ですね、大竹市の取り組み、その辺をしっかりとたいて県のほうにお願いをしていけば、県も、いやいや、もうこれはずっと緑地よと、ずっと草を生やして、草刈りにお金をかけるんよということにはならんのだろうと。むしろ、大竹市がちゃんとその土地を活用して、活性化に向けて役立ってもらえる、そのことが県にとっても、大竹市も広島県の一部ですから、県にとっても、その事業、その土地が活用されることが望ましいというふうに思います。

そのあたりも含めて、まちづくり対策特別委員会でもいろんな案が出ましたけども、それをもっと具体的に詰めて、どういうものがこの小方、晴海地区のまちづくりに必要なのか、そういったものを今からしっかり詰めていく必要があるかと思っておりますけども。その結果によって、県のほうにもしっかり御提案をしていけたらというふうに思っておりますけども、そのことについて、先ほど全く、県の今の土地利用について、変えれないという考えなのか、いやいや、方向性が決まれば県のほうに申し入れをするんだと、変えることは可能なんだということなのか、ちょっとそのあたり1点お聞きしまして、終わります。

○議長（児玉朋也） 建設部長。

○建設部長（大和伸明） 今言われました緑地でございますが、緑地という土地利用計画というものが、どうしても建物が建つ縛りがございまして、何%以内ということですから、利活用しようと思えば、県のほうへ建物が建てれるように、緑地を交流厚生用地というような土地利用計画の変更というものをお願いしに行くということになると思います。

広島県の中で、具体的にそういった事例で、にぎわい施設ができたというのが、今の広島港の宇品地区というところに、現在、結婚式場とか、コンサートホールとかいうのが、ちょうどできつつあるところがございます。ああいった形のものを目指して、今後は県に対して、緑地を土地利用計画を変更して、そういったにぎわい施設を誘致してくれという要望も、今後、必要ではないかと思っております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 以上で、一般質問を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第49号 監査委員の選任の同意について

○議長（児玉朋也） 日程第3、議案第49号監査委員の選任の同意についてを議題といたします。

なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、8番、網谷議員には退席を願っておりますので、御了承願います。

議案の朗読を省略し、提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第49号監査委員の選任の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第196条の規定により、監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て識見を有する者及び議員のうちからこれを選任することとなっております。

このうち、市議会議員の中から選任いたしておりました細川雅子氏が8月31日をもって任期満了となりましたので、その後任の監査委員として網谷芳孝氏を選任いたしたく、市議会の同意を求めるものでございます。

以上で、議案第49号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第49号監査委員の選任の同意については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、これに同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第4～日程第6〔一括上程〕

認 第4号 平成26年度大竹市水道事業会計決算の認定について

認 第5号 平成26年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について

認 第6号 平成26年度大竹市公共下水道事業会計決算の認定について

○議長（児玉朋也） 日程第4、認第4号平成26年度大竹市水道事業会計決算の認定についてから日程第6、認第6号平成26年度大竹市公共下水道事業会計決算の認定についてに至る3件を一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 平田安希雄 登壇〕

○上下水道局長（平田安希雄） それでは、認第4号、認第5号及び認第6号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、認第4号平成26年度大竹市水道事業会計決算の認定について、御説明申し上げます。

まず、決算の概要について御説明申し上げます。

水道事業につきましては、給水人口の減少や節水意識の定着、さらに節水機器の普及等が進んでいることで使用水量が減少し、あわせて料金収入も減少しております。

こうした中、安全で良質な水の安定供給を図りながら、経費の節減等による経営の健全化に努めているところでございますが、地方公営企業会計制度の大幅な改正が行われ、平成26年度の予算及び決算から会計制度の見直し等が適用されたことに伴い、引当金計上の義務づけ等により特別損失が生じたため、今年度は大幅な赤字となりました。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。

給水状況でございますが、年間有収水量は329万1,141立方メートルで、前年度から8万726立方メートル減少しております。

次に、建設改良事業ですが、総額で7,319万2,284円を支出いたしました。

主な事業としましては、防鹿水源地場内配管改良工事が1,543万7,520円、南栄2丁目地内配水管改良工事で974万7,000円、油見1丁目地内配水管改良工事（その3）で、平成25年度繰越分が435万2,400円などがございます。

次に、財政状況でございますが、収益的収支は、収入総額5億2,787万6,315円、支出総額5億8,503万7,713円で、差引5,716万1,398円の純損失となりました。

これに、前年度繰越利益剰余金と、このたびの会計制度見直しにより生じたその他の未処分利益剰余金変動額を加算しますと、平成26年度末の当年度未処分利益剰余金は5億3,400万5,359円となります。

次に、資本的収支でございますが、収入総額4,027万4,209円、支出総額1億1,254万728

円で、差引7,226万6,519円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額351万1,102円、過年度分損益勘定留保資金6,875万5,417円で補填いたしました。

続きまして、認第5号平成26年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について、御説明申し上げます。

まず、決算の概要について御説明申し上げます。

工業用水道事業につきましては、旧第2期工業用水道事業の企業債償還利息や減価償却費が財政を大きく圧迫しており、平成24年度をもって受水契約の一部が期間満了になるなど、料金収入が減少しております。さらに、昨年8月の豪雨による施設損害への対応が生じるとともに、会計制度の見直し等が適用されたことに伴い、引当金計上の義務づけ等による特別損失が生じたため、今年度は赤字となりました。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。

給水状況でございますが、年間有収水量は965万9,352立方メートルで、前年度から21万3,421立方メートル減少いたしております。

次に、財政状況でございますが、収益的収支は、収入総額5億2,832万7,622円、支出総額5億4,817万5,018円で、差引1,984万7,396円の純損失となりました。前年度繰越欠損金と、このたびの会計制度見直しにより生じたその他の未処分利益剰余金変動額を加算しますと、平成26年度末の未処理欠損金が4億8,497万8,811円となり、同額を翌年度繰越欠損金とするものでございます。

次に、資本的収支でございますが、収入総額2億1,220万円、支出総額4億6,540万2,277円で、差引2億5,320万2,277円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額62万80円、過年度分損益勘定留保資金2億5,258万2,197円で補填いたしました。

続きまして、認第6号平成26年度大竹市公共下水道事業会計決算の認定について、御説明申し上げます。

公共下水道事業につきましては、処理区域内人口の減少や節水機器の普及等による使用水量の減少で、使用料収入が年々減少しています。

こうした中、下水処理場等の包括的民間委託による経費の節減など、経営の健全化に努めた結果、今年度も利益を計上することができました。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。

処理状況でございますが、年間総処理水量は779万87立方メートルであり、うち汚水分年間有収水量は298万1,554立方メートルで、前年度から2万8,951立方メートル減少しております。

次に、建設改良事業ですが、総額で1億3,448万9,928円を支出いたしました。

主な事業としましては、大竹下水処理場自家発電設備改築更新工事が3,888万円、管渠敷設工事が1,529万9,280円などでございます。

次に、財政状況でございますが、収益的収支は、収入総額9億8,393万9,407円、支出総額8億8,456万8,045円で、差引9,937万1,362円の純利益となりました。

これに、前年度繰越利益剰余金と、このたびの会計制度見直しにより生じたその他

の未処分利益剰余金変動額を加算しますと、9億4,361万8,466円となりましたが、このたびの会計制度見直しの影響が大きいことから、全額を翌年度への繰越利益剰余金とするものでございます。

次に、資本的収支でございますが、収入総額1億7,619万8,431円、支出総額4億7,731万9,178円で、差引3億112万747円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額411万8,420円、過年度分損益勘定留保資金2億2,650万2,963円、当年度分損益勘定留保資金7,049万9,364円で補填いたしました。

以上で、認第4号、認第5号及び認第6号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） この際、監査委員から決算審査の報告を求めます。

監査委員。

〔監査委員 黒田孝士 登壇〕

○監査委員（黒田孝士） 監査委員の黒田でございます。

それでは、監査委員を代表いたしまして、平成26年度大竹市水道事業会計及び工業用水道事業会計並びに公共下水道事業会計の決算審査の結果について、御報告申し上げます。

決算審査は、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきまして、市長から審査に付されたものでございます。審査は、平成27年7月6日から8月10日までの期間で行いました。

市長から提出されました決算書類が、水道事業及び工業用水道事業並びに公共下水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するために、会計諸帳簿の点検と証票類の照合など、通常実施すべき審査手続によりまして審査をいたしました。

次いで、3事業の経営内容を把握するために、計数の分析を行い、3事業が常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかどうかを主眼といたしまして、慎重に審査を行いました。

その結果、決算諸表の計数は正確であり、当年度の経営成績及び財政状態は適正に表示されているものと認めました。

それでは、審査結果の詳細につきましては、お手元にございます決算審査意見書により御説明をさせていただきます。

地域主権改革の推進の一環として、平成24年に地方公営企業会計制度が大幅に改正されたことを受けまして、大竹市の水道3事業会計につきましても、今回、平成26年度から新しい公営企業会計制度を適用することになりました。この公営企業会計制度での会計基準見直しの主なものとしましては、1つ目が、今まで企業債を借り入れ資本金として、資本に計上していましたが、これを本来の負債として計上する。

2番目といたしまして、みなし償却制度を廃止して、償却資産の取得に伴い交付される補助金、負担金等は、前受け金の繰り延べ収益として、負債に計上する。

3番目といたしまして、負債として新たに退職給付引当金が義務化され、ほかに賞与引当金、修繕引当金等の引当金を計上することとなり、地方公営企業の経営実態を、よりの確に把握するための見直しとなっております。

この結果、当年度の水道事業会計決算は、これまで12年連続の黒字決算を続けてまいり

ましたが、新しい会計基準適用に伴い、退職給付引当金の不足が生じて、これを特別損失に計上したため、赤字欠損に転じることになりました。

工業用水道事業会計決算におきましても、昨年8月の豪雨による関係施設の復旧費用の増額や、退職給付引当金不足のため、特別損失を計上したことにより、こちらも5年連続して黒字決算であったものが、赤字欠損に転じております。

また、公共下水道事業会計におきましては、みなし償却制度の廃止に伴う、長期前受け金戻入の計上による営業外収益の増加により、こちらは8年連続の黒字決算となりました。

それでは、水道事業会計について、経営内容を分析してまいります。

給水原価は1立方メートル当たり147円44銭、これに対する供給単価、いわゆる販売単価は139円93銭となり、7円51銭の販売損となりましたが、これを前年度と比較すると7円22銭の改善となっております。

次に、決算内容を見てみますと、営業収支は1,255万9,000円の損失で、これに営業外収支を加えた経常収支は3,053万4,000円の利益となっております。

しかし、特別損益を加えますと、当年度は5,716万1,000円の純損失となり、昨年度と比較して6,788万1,000円の減少となっております。

この主な要因ですが、収益面では、営業収益は前年より1,890万8,000円減少しましたが、営業外収益が3,568万1,000円増加、特別利益が1,208万円増加して、合計で2,885万6,000円増加いたしましたものの、費用面においては、特別損失が会計基準の見直しに伴う、退職給付引当金の不足分の計上等で9,947万円と大幅に増加したことにより、収入・支出で差し引き5,716万1,000円の純損失となり、昨年の純利益から純損失に転じることとなったものでございます。

この当年度の純損失は、前年度繰越利益剰余金2,326万9,000円及びみなし償却制度を廃止に伴うその他の未処分利益剰余金、変動額5億6,789万9,000円を加えて、当年度未処分利益剰余金、5億3,400万5,000円を翌年度に繰り越すことになっております。

次に、工業用水道事業会計でございますが、経営内容を分析しますと、給水原価は1立方メートル当たり55円13銭で、供給単価いわゆる販売単価は50円60銭でございます、差し引き4円53銭の販売損となっております。

決算内容について見てみますと、営業収支2,556万6,000円の利益に対しまして、営業外収支は長期前受け金の戻入等の増加があったものの、3,126万6,000円の損失、それから、特別損益で1,414万4,000円の損失となり、全体としては1,984万7,000円の純損失となりました。こちらも、昨年度と比較しますと2,231万1,000円の減少となり、水道事業会計同様、純利益から純損失に転じております。

当年度純損失に前年度繰越欠損金4億8,224万2,000円と、その他の未処分利益剰余金変動額1,711万1,000円を加えた、当年度未処理欠損金4億8,497万9,000円が翌年度に繰り越されることになっております。

さらに、公共下水道事業会計でございますが、経営内容を分析しますと、処理原価は1立方メートル当たり109円82銭、処理単価、いわゆる使用料単価は、125円65銭でございます、こちらは差し引き15円87銭の販売益となっております。

決算内容について見ますと、営業収支は9,335万7,000円の損失となっておりますが、営業外収支は、長期前払金戻入等で2億1,955万6,000円の利益となっており、これに特別損益2,682万8,000円を加えますと、全体としましては9,937万1,000円の純利益となっております。

この当年度の純利益に、前年度未処分利益剰余金1億2,647万5,000円と、その他の未処分利益剰余金変動額7億1,777万3,000円を加えた9億4,361万8,000円を翌年度に繰り越すことになっております。

次に、建設投資についてでございますが、水道事業では、防鹿水源地場内配水管改良工事1,543万8,000円、南栄2丁目地内配水管改良工事974万7,000円、平成25年度からの繰り越し分で、油見1丁目地内配水管改良工事(その3)435万2,000円などの7,319万2,000円でございますが、前年度と比較しますと3,368万6,000円減少しております。

工業用水道事業では837万1,000円で、前年度と比較して788万1,000円増加しております。内容としては、旧第1期工水送水流量計改築更新工事でございます。

公共下水道事業においては、大竹下水処理場自家発電設備改築更新工事3,888万円、小島汚水中継ポンプ場合流式沈砂池設備改築更新工事、平成26年度の前払い分でございますが、1億3,000万円、立戸4丁目地内下水道管渠改良工事770万円などの1億3,449万円でございますが、前年度と比較しますと1億1,721万7,000円減少しております。

以上が、水道事業会計及び工業用水道事業会計並びに公共下水道事業会計の審査の概要でございます。

さて、平成26年度以降の経済動向についてでございますが、政府の経済政策、日本銀行の金融政策等により景気改善策が講じられてまいりましたが、消費税率の引き上げによる個人消費の低迷などあり、実質GDP成長率はマイナスとなりました。しかし、本年に入り、実質賃金を押し下げていた消費者物価上昇率が原油価格の下落を受けて低落してきており、平成27年度の実質賃金は、5年ぶりの増加となる可能性が高くなっております。

こうした動きを受け、家計や企業の心理も、徐々にではありますが、個人消費などの持ち直しに加え、輸出も改善傾向にあります。今後も、企業収益の改善が家計所得や投資の増加につながり、所得・支出・生産の好循環が確かなものになるよう期待をされております。

平成26年度の決算につきましては、先ほども申し上げましたように、新しい会計制度の導入により、水道事業会計及び工業用水道事業会計では赤字決算となりましたが、公共下水道事業会計では黒字決算を維持することとなりました。こうした会計基準の見直しの影響を受けて、繰り返しとなりますが、職員数の最も多い水道事業会計につきましては、退職給付金の引き当て不足のため、特別損失で退職給付引当金不足の9,206万1,000円計上したことにより、5,716万1,000円の純損失となりました。

一方で、工業用水道事業会計では、退職給与引当金の不足に加え、昨年8月6日の豪雨による関連施設浸水に伴う修繕費の増加もあって、当年度は純損失となりましたが、この2つの会計とも特殊要因による赤字決算となったと言えます。

しかしながら、営業収益面では、水道事業や公共下水道事業の事業の大半を占める家事

用の収益は依然として減少傾向が続いております。

一方、費用面においては、施設の老朽化が大きな課題であり、設備の更新や維持管理費の増加が避けられない状況にあります。さらには、新町雨水排水ポンプ場の建設等も控えております。水道事業において、大竹市水道ビジョンに基づく施設の更新や耐震化を計画的、効率的に推進していくこと、また、公共下水道事業において、下水道長寿命化計画に基づき、下水道処理場やポンプ場等の施設の延命化や維持費の平準化、経費の削減を維持していくこと、工業用水道事業も含めて、これからも施設の適切な維持管理を行うとともに、費用の節減も図っていかねばなりません。

平成27年度以降については、3事業いずれにおきましても、経営環境はさらに厳しくなることを十分認識され、より一層、市民の福祉増進に取り組んでいただきますようお願いいたします。また、まことに簡単でございますが、決算審査に当たっての報告といたします。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認第4号から認第6号に至る3件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第7 議案第43号 大竹市個人情報保護条例の一部改正について

○議長（児玉朋也） 日程第7、議案第43号大竹市個人情報保護条例の一部改正についての議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 政岡 修 登壇〕

○総務部長（政岡 修） 議案第43号大竹市個人情報保護条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、本市の個人情報保護条例においても、市が保有する特定個人情報の適正な取り扱いを確保し、特定個人情報の開示、訂正等を実施する必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

また、市が指定管理者に公の施設の管理を行わせるときに、現状は協定等により個人情報の取り扱いにおける必要な事項を定めていますが、条例上で、市が指定管理者に個人情報保護のための措置を講じるよう求めなければならないことや、指定管理者に個人情報を適正に管理する責務があること等について、明文の規定を置くよう改正を行うものでございます。

また、附則におきまして、番号法第27条第1項に規定する評価書に記載される特定個人情報ファイルの取り扱いに関する事項の調査審議を、大竹市個人情報保護審査会の担任す

る事務と規定するものでございます。

なお、施行期日は、番号法の施行期日と同じ、平成27年10月5日としております。ただし、本改正条例の第2条の規定につきましては、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日からとしております。

以上で、議案第43号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第43号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第8～日程第9〔一括上程〕

議案第44号 大竹市税条例の一部改正について

議案第45号 大竹市手数料条例の一部改正について

○議長（児玉朋也） 日程第8、議案第44号大竹市税条例の一部改正について及び、日程第9、議案第45号大竹市手数料条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 青森 浩 登壇〕

○市民生活部長（青森 浩） それでは、議案第44号及び議案第45号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第44号大竹市税条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律及びこれらの関連する改正法令が平成27年3月31日に公布されたことなどに伴いまして、所要の整備を行うため、大竹市税条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正条例の主な概要について御説明させていただきます。

まず1点目といたしましては、社会保障・税番号制度の導入に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法でございますが、この法の定めにより、市税の申告書、申請書等に個人番号または法人番号を記載する旨を規定するものでございます。

次に、2点目といたしましては、紙巻きたばこ三級品に係る特例税率を廃止し、平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間で、段階的に税率を引き上げるものでございます。

次に、3点目といたしましては、法律改正に伴い、条文を整備するものでございます。

以上が、改正の主なものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日に関する規定は附則第1条に、経過措置につつま

しては、市民税に関するものは附則第2条、固定資産税に関するものは附則第3条、軽自動車税に関するものは附則第4条、市たばこ税に関するものは附則第5条、特別土地保有税に関するものは附則第6条に、それぞれ規定しております。

以上、議案第44号の説明を終わります。

続きまして、議案第45号大竹市手数料条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

番号法が平成27年10月5日に施行されること並びに住民基本台帳法の一部が改正されることに伴いまして、大竹市手数料条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正条例の主な概要について御説明させていただきます。

まず、1点目といたしましては、番号法の施行により、平成27年10月5日以降に全国民に交付される通知カードの再交付につきまして、市などの発行元の責による場合を除き、手数料500円を徴する旨を規定するものでございます。

次に、2点目といたしましては、平成28年1月1日以降に希望者に交付される個人番号カードの再交付につきまして、通知カードと同様、市などの発行元の責による場合を除き、手数料800円を徴する旨を規定するものでございます。

次に、3点目といたしましては、住民基本台帳法の改正に伴い、平成28年1月1日以降、交付が廃止される住民基本台帳カードの交付手数料を削除するものでございます。

以上が改正の主なものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例中第1条の施行期日並びに第2条の施行期日を、それぞれ規定しております。

以上で、議案第44号及び議案第45号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第44号及び議案第45号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第10～日程第13〔一括上程〕

議案第46号 市道路線の認定について

議案第50号 工事請負契約の締結について〔玖波小学校改築工事（建築主体工事）〕

議案第51号 工事請負契約の締結について〔玖波小学校改築工事（機械設備工事）〕

議案第52号 工事請負契約の締結について〔玖波小学校改築工事（電気設備工事）〕

○議長（児玉朋也） 日程第10、議案第46号市道路線の認定についてから、日程第13、議案第52号工事請負契約の締結について〔玖波小学校改築工事（電気設備工事）〕に至る4件を一括議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

建設部長。

[建設部長 大和伸明 登壇]

○建設部長（大和伸明） 議案第46号及び議案第50号から第52号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第46号市道路線の認定について、御説明申し上げます。

市道小方ヶ丘8号線及び小方ヶ丘9号線につきまして、小方ヶ丘地内における民間による開発行為によって生じた団地内の道路が、平成27年5月22日付で公衆用道路として本市に帰属されましたので、市道路線として認定しようとするものでございます。

以上、議案第46号の説明を終わります。

次に、議案第50号から第52号までの工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

玖波小学校改築工事についてでございますが、現在の2つの校舎は、老朽化に加え、古い耐震基準により建築されているため、玖波小学校耐震化対策基本構想に基づき、校舎を新しく建てかえようとするものでございます。

この工事の内容でございますが、鉄筋コンクリート造3階建て、延床面積は3,294.97平方メートルでございます。校舎、放課後児童クラブ一体の建物とし、遊具・駐車場整備を含めた外構工事をあわせて行うものでございます。

入札方式でございますが、建築主体工事については、比較的規模が大きく、かつ技術的難度が高いことから、当初は小方小・中学校建設工事のときと同じく、共同企業体の各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式を採用し、2者の共同企業体、いわゆる2者JVによる条件つき一般競争入札としました。

7月8日から16日まで入札参加希望の受付をいたしました。入札参加希望者がございませんでした。そのため、1者による単独施工方式に変更し、条件つき一般競争入札としました。7月24日に再度入札公告を行い、8月7日まで入札参加希望者を受け付けましたところ、2者の応募があり、8月17日の指名業者審査会を経て、9月3日に応募の2者による入札を執行いたしました。

その結果、7億3,450万円で落札した株式会社増岡組広島本店と9月4日に工事請負の仮契約を締結いたしました。契約金額は、落札額に消費税相当額を加算しました7億9,326万円でございます。

また、機械設備工事についてでございますが、入札方式は公募型指名競争入札としております。7月3日に入札公告を行い、7月15日まで入札参加希望者の受付を行いました。その後、7月23日の指名業者審査会を経て、入札参加希望者2者を決定・指名し、8月11日に入札を執行いたしました。

その結果、1億2,990万円で落札した株式会社中電工廿日市営業所と8月18日に工事請負の仮契約を締結いたしました。契約金額は、落札額に消費税相当額を加算しました1億4,029万2,000円でございます。

次に、電気設備工事についてでございますが、入札方法は、機械設備工事と同じく公募型指名競争入札としております。7月3日に入札公告を行い、7月15日まで入札参加希望者の受付を行いました。その後、7月23日の指名業者審査会を経て、入札参加業者3者を

決定・指名し、8月11日に入札を執行いたしました。

その結果、1億890万円で落札した株式会社中電工大竹営業所と9月8日に工事請負の仮契約を締結いたしました。契約金額は、落札額に消費税相当額を加算しました1億1,761万2,000円でございます。

以上、3件の契約でございますが、本体工事であります建築主体工事の予定価格が7億9,445万4,480円、機械設備工事が1億5,852万4,560円、電気設備工事が1億5,836万6,880円と、いずれも1億5,000万円を超えていることから、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付するべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工期につきましては、いずれも議決の日の翌日から平成29年2月28日までの約17カ月間でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第46号及び議案第50号から第52号についての提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本4件のうち、議案第46号は生活環境委員会に、残る議案第50号、議案第51号及び議案第52号は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第14～日程第15〔一括上程〕

議案第47号 平成27年度大竹市一般会計補正予算（第1号）

議案第48号 平成27年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（児玉朋也） 日程第14、議案第47号平成27年度大竹市一般会計補正予算（第1号）及び日程第15、議案第48号平成27年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第47号平成27年度大竹市一般会計補正予算（第1号）及び議案第48号平成27年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、一括してその概要を御説明申し上げ、御承認を得たいと思います。

初めに、議案第47号平成27年度大竹市一般会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

このたびの予算の補正は、歳入歳出にそれぞれ1億4,262万5,000円を増額し、予算総額を143億6,675万5,000円にするとともに、債務負担行為、繰越明許費及び地方債の補正を

予定しているものでございます。

それでは、このたび御審議いただきます一般会計補正予算（第1号）の内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により39ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費につきましては、194万6,000円増額するものでございます。

内容といたしましては、弁護士謝礼を111万2,000円、国庫補助金等返還金83万4,000円を計上するものでございます。

第3款民生費につきましては、1,699万円増額するものでございます。

内容といたしましては、低所得者介護保険料軽減分等の介護保険特別会計への繰出金として639万円、地方創生先行交付金を財源として行う地域福祉支援システム構築事業費として1,060万円を計上するものでございます。

第4款衛生費につきましては、和木町へのし尿処理手数料返還金22万9,000円を計上するものでございます。

第6款農林水産業費につきましては、812万8,000円増額するものでございます。

内容といたしましては、農地維持を行う地域活動に対する補助金として、多面的機能支払補助金を102万円、養殖漁業技術開発支援事業補助金として710万8,000円を計上するものでございます。

第7款商工費につきましては、112万円増額するものでございます。

内容といたしましては、地方創生先行交付金を財源として商店活性化事業委託料を100万円、地域電子マネー使用環境整備補助金として12万円を計上するものでございます。

第8款土木費につきましては、再編交付金事業を執行見込みにあわせて340万8,000円減額するものでございます。

第9款消防費につきましては、岩国大竹道路建設事業に伴い、防火水槽の代替設置が必要となったため、防火水槽設計業務委託料352万円を計上するものでございます。

第10款教育費につきましては、1億1,410万円を増額するものでございます。

内容としましては、アゼリアホール天井改修事業費を1億1,580万円、海の家あたたか空調設備改修設計業務委託料を200万円計上し、再編交付金事業を執行見込みにあわせて耐震診断業務委託料を370万円減額するものでございます。

次に、37ページからの歳入予算につきまして、御説明いたします。

第1款市税につきましては、固定資産税の増が見込まれるため、3,000万円を増額するものでございます。

第13款国庫支出金につきましては、1,219万円増額するものでございます。

内容といたしましては、低所得者介護保険料軽減国庫負担金を219万円、地方創生先行交付金を1,000万円計上するものでございます。

第14款県支出金につきましては、198万円増額するものでございます。

内容といたしましては、低所得者介護保険料軽減県負担金を109万5,000円、多面的機能支払交付金を76万5,000円、地域電子マネー使用環境整備事業県補助金を12万円計上するものでございます。

第17款繰入金につきましては、このたびの補正予算について、財政調整基金繰入金によ

る財源調整を予定しているものでございます。

第20款市債につきましては、1億2,170万円増額するものでございます。

内容といたしましては、防火水槽整備事業債を350万円、アゼリアホール天井改修事業債を1億1,820万円計上するものでございます。

続きまして、35ページの第2表債務負担行為の補正は、地域福祉支援システムに要する経費につきまして、ソフトウェア保守費用として債務負担行為の設定をするものでございます。

次に、第3表繰越明許費の補正につきましては、工事の内容見直しにより年度内に事業完了が困難になったため、繰越措置をお願いするものでございます。

第4表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について議決をいただくというものでございます。

以上が、議案第47号平成27年度大竹市一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。

続きまして、43ページからの議案第48号平成27年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明いたします。

このたびの予算の補正は、歳入歳出にそれぞれ1,132万1,000円を増額し、予算総額を25億4,284万4,000円にするものでございます。

内容につきまして、御説明申し上げます。

介護保険法改正に伴うものとしまして、歳入におきましては、国の負担軽減措置として低所得者の保険料が軽減されるため、介護保険料を438万1,000円減額し、一般会計繰入金と同額計上するものでございます。

歳出におきましては、システム改修委託料を672万4,000円計上するものでございます。

また、歳出において、認知症初期集中支援推進等事業委託料として、委託料406万8,000円を計上し、歳入として県補助金を同額計上するものでございます。

以上、議案第47号及び議案第48号の補正予算案の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第47号は総務文教委員会に、議案第48号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第53号 大竹市議会会議規則の一部改正について

○議長（児玉朋也） 日程第16、議案第53号大竹市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、寺岡公章議員。

〔議会運営委員長 寺岡公章議員 登壇〕

○議会運営委員長（寺岡公章） それでは、議案第53号大竹市議会会議規則の一部改正についての提案理由の御説明を申し上げます。

近年の男女共同参画の状況に鑑み、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を推進するため、全国市議会議長会標準市議会会議規則、これが改正されたことに伴い、大竹市議会会議規則中、会議及び委員会への欠席に関する規定の一部を改正し、これまで欠席の理由として「事故」としか規定がなかったものを、このたび「出産」を理由として追加するものでございます。

以上で、議案第53号大竹市議会会議規則の一部改正についての提案理由の説明を終わります。

皆様方の御賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第53号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第17 決議案第1号 広報広聴特別委員会の設置に関する決議について

○議長（児玉朋也） 日程第17、決議案第1号広報広聴特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、寺岡公章議員。

〔議会運営委員長 寺岡公章議員 登壇〕

○議会運営委員長（寺岡公章） 決議案第1号広報広聴特別委員会の設置について、提案理由の説明を申し上げます。

「住みたい、住んでよかったと感じるまち大竹」をつくっていくため、市議会が議会の審議、活動状況について、広く市民に知らせる広報活動はもちろん、市民の御意見などを

受けとめるための広聴活動をすることが重要となってきます。

よって、本市議会の活動状況等について、一層適切な情報をお伝えするとともに、市民の、議会に対する御理解を高めるため、広報広聴特別委員会を設置し、市議会だよりの編集・発行及び議会の広報広聴のあり方に関する事項の調査、研究等を行うものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

皆様方の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております決議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

この際、広報広聴特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第1 広報広聴特別委員会委員の選任について

○議長（児玉朋也） 追加日程第1、広報広聴特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

広報広聴特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、2番、末広和基議員、3番、賀屋幸治議員、4番、北地範久議員、5番、西村一啓議員、6番、和田芳弘議員、10番、山崎年一議員、11番、日域 究議員を指名いたします。

お諮りいたします。

副議長は、広報広聴特別委員会に出席し、発言できることといたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第18～日程第19 〔一括上程〕

平成27年請願第3号 市営御園アパート6号棟建設予定地の変更を求める請願

平成27年請願第4号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択について

○議長（児玉朋也） 日程第18、平成27年請願第3号市営御園アパート6号棟建設予定地の変更を求める請願及び日程第19、平成27年請願第4号少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択についてを一括議題といたします。請願の要旨の朗読を省略します。

ただいま議題となっております平成27年請願第3号は生活環境委員会に、平成27年請願第4号は総務文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、9月17日から9月28日までの12日間、休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、9月17日から9月28日までの12日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたします。

この際、御通知申し上げます。

本日、本会議終了後、第1委員会室において議員全員協議会を、その終了後、広報広聴特別委員会を開催いたします。また、9月17日午前10時から総務文教委員会を、9月18日午前10時から生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員協議会を、9月24日午前10時から議会運営委員会を、それぞれ第1委員会室で開催する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には、特に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

9月29日は、午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

14時35分 散会

(27. 9. 16)

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年9月16日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 網 谷 芳 孝

大竹市議会議員 藤 井 馨